

自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書

2020年3月



株式会社アルマード

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式68,850千円（見込額）の募集及び株式8,667,000千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式1,312,200千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2020年3月4日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書

株式会社アルマード

東京都中央区京橋三丁目6番18号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 経営方針

当社は、経営理念に続く経営ビジョンを経営の基本方針の柱として、事業活動を行っております。

経営理念

世界の人々の人生に健康と美しさをもたらす。

卵殻膜とバイオテクノロジーで。

経営ビジョン

- 先進諸国に到来する**高齢化社会**において、人々の健康、若さ、そして美しさの維持・向上による“生活の質”の向上という根源的なニーズに、“卵殻膜”を通じて貢献する。
- 卵殻膜の多機能な効果・効能を**科学的に解明し、常にユニークで最高品質**の商品開発にこだわり、それを**世界に**提供する。
- “卵殻膜”で、美容と健康分野において、**新しい価値観を浸透**させる。

化粧品

塗布により一時的に
外見を整えるもの



肌(細胞)自体を
美しくするもの

健康食品

薬ではないもの



“未病”の改善に
貢献するもの

2 事業の内容

当社は、「世界の人々の人生に健康と美しさをもたらす。卵殻膜とバイオテクノロジーで。」という経営理念のもと、今後、先進諸国で深刻な社会問題となる高齢化社会到来に対して、『卵殻膜』という素材の持つ美容・健康効果を科学的に解明しながら、卵殻膜商材をより安心・安全・低価格にて市場に供給することで、アンチエイジングの側面から社会貢献を果たすべく事業を展開しております。

(1) 卵殻膜とは

卵殻膜とは鶏卵の殻の内側にある薄い膜で、シスチン^(注1)を含む18種類のアミノ酸、プロテオグリカン^(注2)、ヒアルロン酸等で構成されております。バクテリアなどの外敵から卵の中のひなを保護するためのバリアとして機能する他、卵が落下した場合などの物理的なダメージにも耐えられるよう、強固な繊維状のメッシュ構造をしております。また、酸素を透過させ水分を保有する力も有しております。

卵殻膜は中国や日本で古くから人体における創傷治癒素材として活用されてきました。その一方で、熱に強く水や油に溶けにくいいためそのままでは体内で成分を吸収することができず特殊な加工が必要であり、また、天然素材であるがゆえその効果の検出とメカニズムの解明が難しいとされてきました。しかし、2007年よりスタートしたアルマード産学連携プロジェクトにより、卵殻膜塗布と摂取の両側面からの有用性とメカニズム検証で解明を進め、最近の研究では創傷治癒の早期化(2011年5月「Cell & Tissue Research」に掲載)のみならず、皮膚の弾力性増加(2018年11月「Cell & Tissue Research」に掲載)、肝機能の改善(2014年12月「Scientific Reports」に掲載)への有用性も認められ、また、難病指定されている潰瘍性大腸炎^(注3)の改善にも有効であるという研究結果を2017年3月に米科学誌「Scientific Reports」で発表しております。これら研究の概要につきましては、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載の「研究成果解説」をご参照下さい。

卵殻膜の特徴



- 鶏卵の殻の内側にある薄膜
- カスが傷口の治療に用いるなど、天然の絆創膏として古くから民間療法で利用される
- 主成分は、シスチンを含む18種類のアミノ酸、プロテオグリカン、ヒアルロン酸などで美容・健康成分を含有
- 熱に強く、水や油に溶けにくいいため、そのままでは体内で成分を吸収することができない(特殊な加工が必要)

これまでの研究が示す卵殻膜の効能

実験方法	確認された主な結果	主な効能
卵殻膜水溶液の塗布	<ul style="list-style-type: none">● ヒトの真皮繊維芽細胞の増加効果(皮膚の機能を保つために重要な細胞)● Ⅲ型コラーゲン^(注4)の産生促進効果● ヒトの肌の弾力性向上及びシワの面積の減少● 創傷治癒の早期化	美容
卵殻膜の経口摂取	<ul style="list-style-type: none">● Ⅲ型コラーゲンの産生促進効果● 腸内フローラの多様化、善玉菌の増加● 肝臓線維化^(注5)への効果を期待● 炎症性腸疾患への効果を期待	健康維持

なお、肝臓線維化及び炎症性腸疾患への効果については、ヒトへの臨床試験の途上であり、その効果を保証するものではありません。継続的な研究により、ヒトへの有効性を解明してまいります。

用語解説

- 注1 シスチン 髪の毛や爪に多く含まれるアミノ酸の1種で、システインが2つ繋がったもの。透き通る美しさをサポートする成分として注目されている。
- 注2 プロテオグリカン 肌の細胞の増殖や、ヒアルロン酸、Ⅰ型コラーゲンの産生を促し、かつそれ自体高い保水能力を持ち、肌荒れ、シワ、肌の弾力、メラニン生成抑制作用や色素沈着改善作用があり、若々しい肌を保つのに役立つ。
- 注3 潰瘍性大腸炎 炎症性腸疾患のひとつで、大腸の粘膜に炎症が起きることによりただれや潰瘍ができる原因不明の慢性の病気。主な症状としては、下痢や血便、腹痛、発熱、貧血などがある。また、さまざまな合併症が発現することがある。
- 注4 Ⅲ型コラーゲン 3つのアルファ1(Ⅲ)鎖からなるらせん構造を持った線維型タンパク質。胚発生初期の頃から発現し、皮膚や心血管系の発生に重要である。成体では、Ⅲ型コラーゲンは皮膚(真皮)、血管、肺、内臓器官の細胞外マトリクスの成分で、正常な生理機能を維持するために重要。例えば、Ⅲ型コラーゲンの遺伝子の異常は、血管や皮膚がもろく、関節がぐらぐらするエーラスタンロス症候群を引き起こす。さらに、Ⅲ型コラーゲンは皮膚やその他の組織で、治療回復している場所に顕著に存在している。
- 注5 線維化 内臓などの組織を構成している結合組織と呼ばれる部分が異常増殖する現象のこと。

(2) アルマードの卵殻膜加工技術について

卵殻膜は、当社設立より以前から食品及び化粧品の原料として既に流通しておりましたが、天然素材であるがゆえに品質面でばらつきがあり、また、加工コストも非常に高く、その効果を科学的に立証できる研究も十分になされていなかったため、一般に広く受容されるレベルの卵殻膜製品を流通させるのが困難な状況にありました。しかしながら、当社創業者である長谷部由紀夫が中心となり、大学や他企業等の外部機関との研究開発活動を進め、品質面、コスト面での課題を解決する独自の卵殻膜原料の加工技術を開発しました。当社の技術は以下のとおりです。

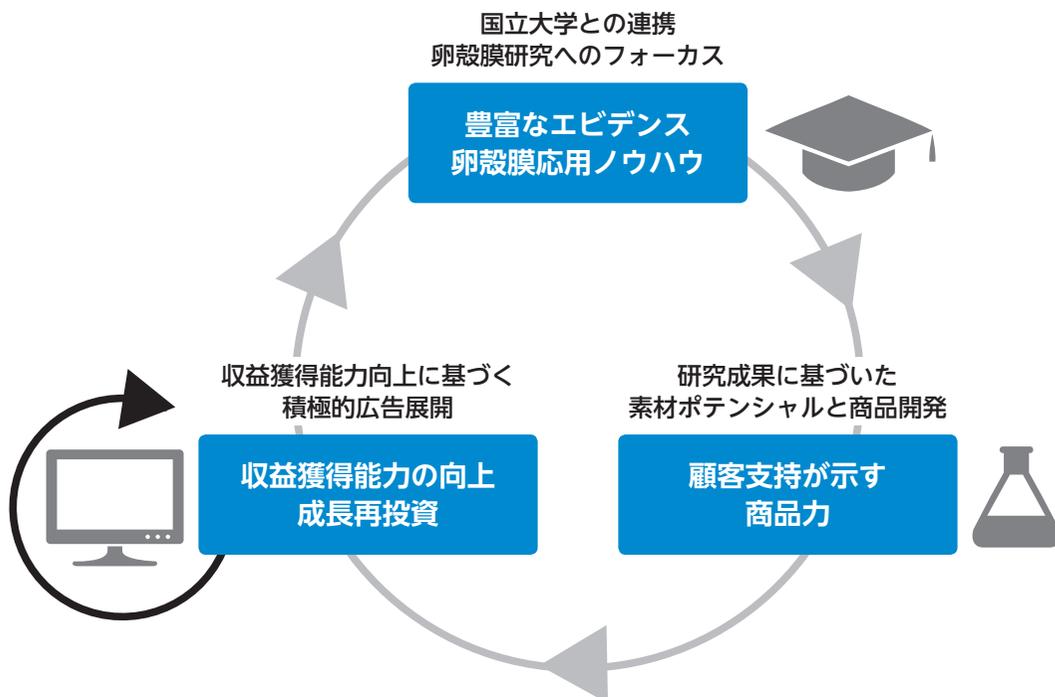
- ① 高品質の卵殻膜原料^(※)の製造技術(微粉碎技術及び加水分解技術)
- ② 当社卵殻膜原料を活用した食品加工、化粧品加工の技術

(※) 卵殻膜を構成する主成分の損失が少なく、かつ、臭気強度が低く抑えられた原料

なお、創業来19年間蓄積をしてきた卵殻膜に関する技術・知見の一部は、特許として出願しており、多くの卵殻膜関連特許(国内においては本書提出日現在、権利継続11件、出願中10件)を有しております。

卵殻膜研究と素材ポテンシャルがもたらす成長好循環

- ・卵殻膜にフォーカスした大学等との共同研究により、豊富なエビデンスや卵殻膜応用ノウハウを蓄積
- ・これまでの研究により証明された卵殻膜の素材ポテンシャルと商品開発力により、顧客支持を獲得
- ・顧客支持が収益獲得能力を底上げし、積極的な広告展開や研究開発を可能にする
- ・積極的な広告展開や研究開発が収益獲得能力を向上させ、更なる広告展開や研究開発を可能にする



(3) 卵殻膜ヘルスケア事業について

当社は、卵殻膜原料を活用した食品及び化粧品の製造販売を、単一事業として行っております。なお、食品及び化粧品の製造はすべて外注先に委託しております。

したがって当社の事業は「卵殻膜ヘルスケア事業」の単一セグメントであるため、以下においては当社事業の特徴について販売チャネル別に記載しております。

主要商品



公式通販ブランド
CELLULAシリーズ



全身美容サプリメント
TO-II



TV通販ブランド
Odeシリーズ



全身美容ドリンク
Ⅲ型
(ビューティードリンク)

販売チャネル

① TVショッピング販売(以下「TV通販」)

TVショッピング専門チャンネルであるQVCテレビショッピングにおいて、当社が企画・開発した卵殻膜食品及び卵殻膜化粧品について、TV放送を通じて視聴者に紹介し、株式会社QVCジャパン(以下「QVC」)がお客様より受注した数量を当社からQVCに納品し、QVCがお客様へ出荷するという販売を行っております。

② 外部間接販売(以下「外販」)

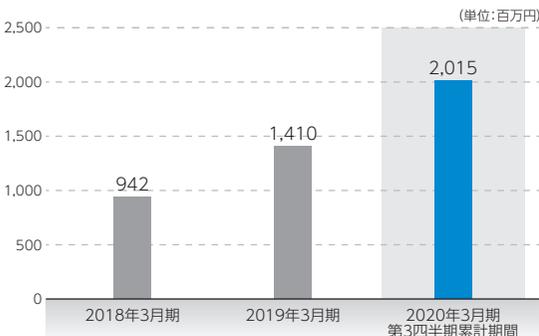
a. OEM製品の販売

取引先と共同で製品仕様を決定し、取引先からの注文に基づき当社製造委託先にて製品製造を行い、取引先へ販売するビジネスモデルです。これらOEM製品は、取引先の製品ブランドとして消費者に販売されております。

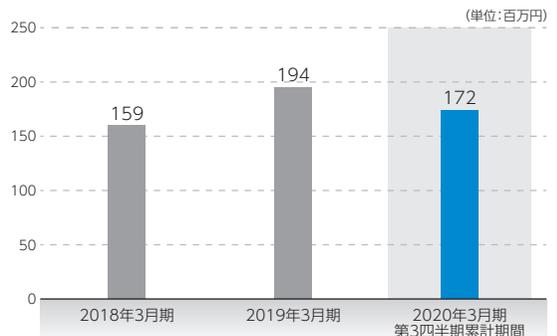
b. 卸販売(一般流通)

当社が企画・開発した製品を、ドラッグストアを中心とした量販店、理美容室及び他社通信販売業者等に卸販売をする形態です。

OEM製品の売上高推移*



卸販売(一般流通)の売上高推移



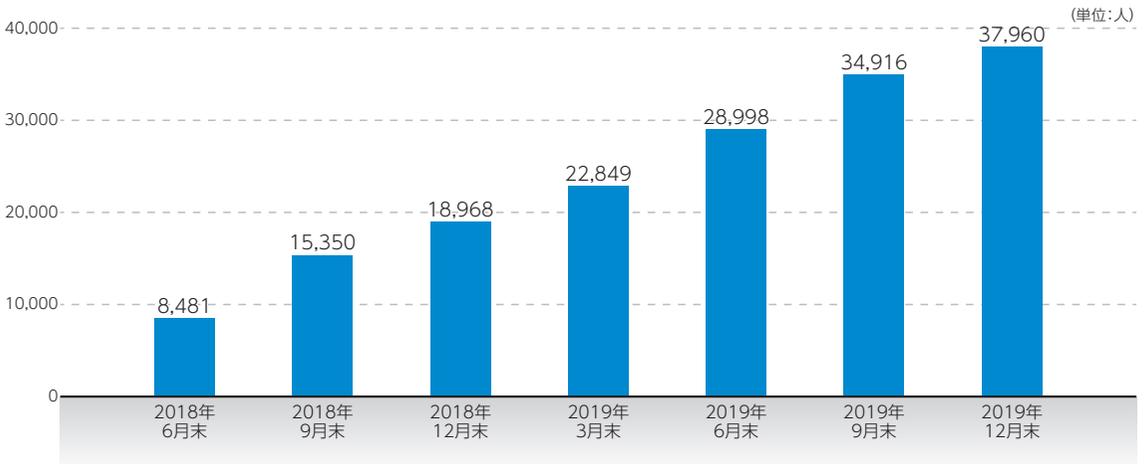
*OEM販売額のうち、インターネット販売を主としているOEM先への売上高

③ 自社直接販売(以下「直販」)

自社ECサイト、他社ECサイト等を通じて、当社が最終消費者から直接注文を受け、製品を配送する販売を行っております。

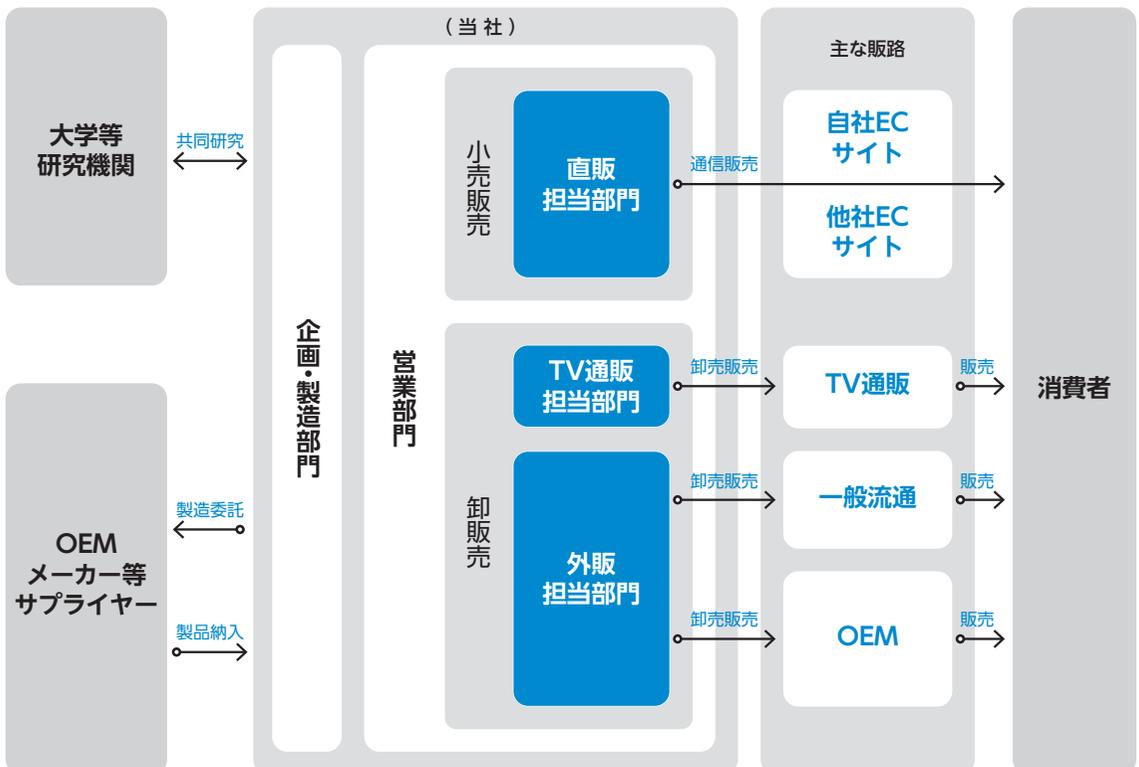
2018年4月に自社ECサイトを通じた定期購買サービスを開始して以降、定期顧客会員数は着実に増加しており、会員数は3万7千人に達しております(2019年12月末時点)

自社ECサイトでの定期顧客^(注)会員数



(注) 定期顧客: 自社ECサイトの定期便をご利用のお客様

事業系統図



3 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

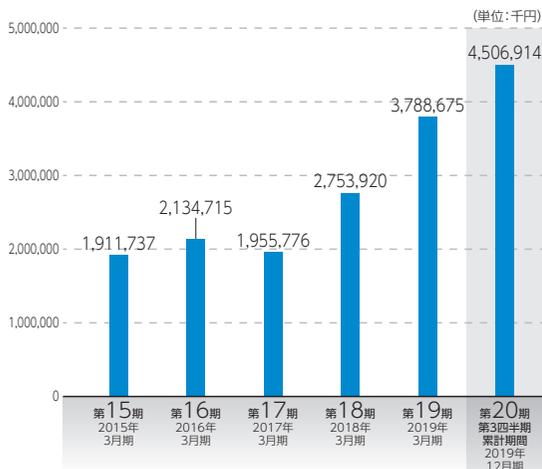
(単位:千円)

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期 第3四半期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2019年12月
売上高	1,911,737	2,134,715	1,955,776	2,753,920	3,788,675	4,506,914
経常利益又は経常損失(△)	143,471	△19,548	138,149	562,819	456,754	863,543
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)	110,465	△17,823	100,771	205,063	333,667	564,850
持分法を適用した場合の投資利益	-	-	-	-	-	-
資本金	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
発行済株式総数 (株)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	12,000,000
純資産額	563,289	607,465	708,237	1,417,300	1,297,611	1,862,461
総資産額	1,472,656	1,174,200	1,247,183	2,309,009	2,056,933	2,968,150
1株当たり純資産額 (円)	782,345.88	808,875.26	943,058.86	141.31	129.37	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	452,000 (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	122,875.46	△23,796.68	134,183.61	23.37	33.27	56.32
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	38.25	51.73	56.79	61.38	63.08	62.75
自己資本利益率 (%)	11.16	-	15.32	19.30	24.58	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	193.4	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	△8,088	117,166	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	△34,085	△1,147	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	755,822	△514,506	-
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	-	-	-	987,760	589,273	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	25 (1)	31 (4)	21 (1)	23 (3)	25 (3)	- (-)

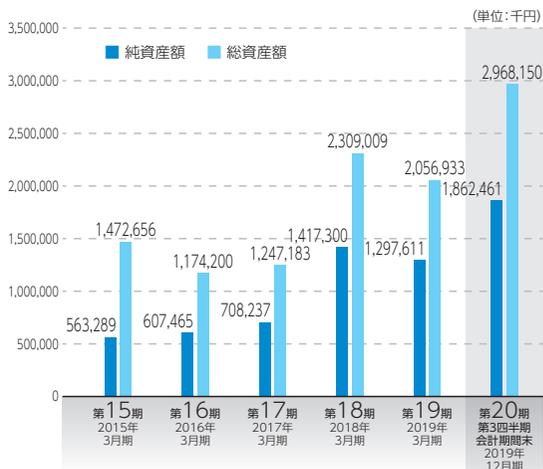
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
 3. 第18期及び第19期の財務諸表につきましては、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。また、第20期第3四半期の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。
 なお第15期、第16期及び第17期の財務諸表につきましては、「会社計算規則」(平成18年財務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
 4. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 5. 当社は、2019年12月1日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っており、発行済株式総数は、12,000,000株となっております。
 6. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額につきましては、第16期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。また、第15期、第17期、第18期、第19期及び第20期第3四半期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
 7. 第16期は、営業活動における販売促進費用の増加などの影響で、経常損失及び当期純損失を計上しております。
 8. 第16期の自己資本利益率は、当期純損失であるため、記載しておりません。
 9. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(特定地域に就労する契約社員であり、派遣社員を除く。)の年間平均人員を()外数で記載しております。
 10. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
 11. 第15期、第16期、第17期及び第19期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
 12. 第15期、第16期、及び第17期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんのでキャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
 13. 第20期第3四半期における売上高、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第20期第3四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第20期第3四半期会計期間末の数値を記載しております。
 14. 当社は、2019年12月1日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。
 15. 2019年12月1日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知[「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」の作成上の留意点について](平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
 なお、第15期、第16期及び第17期の数値(1株当たり配当額についてはすべの数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期 第3四半期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2019年12月
1株当たり純資産額 (円)	78.23	80.89	94.31	141.31	129.37	-
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	12.29	△2.38	13.42	23.37	33.27	56.32
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	45.2 (-)	- (-)	- (-)

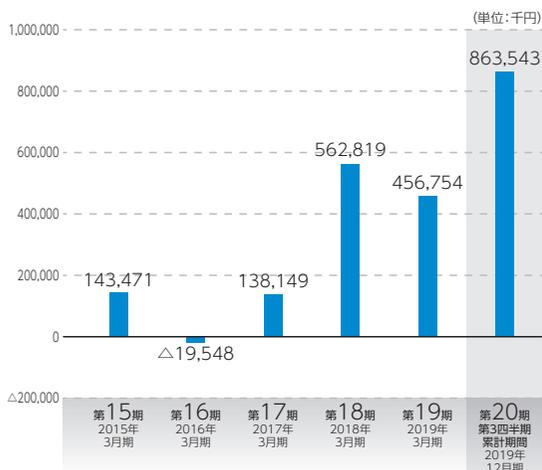
売上高



純資産額／総資産額



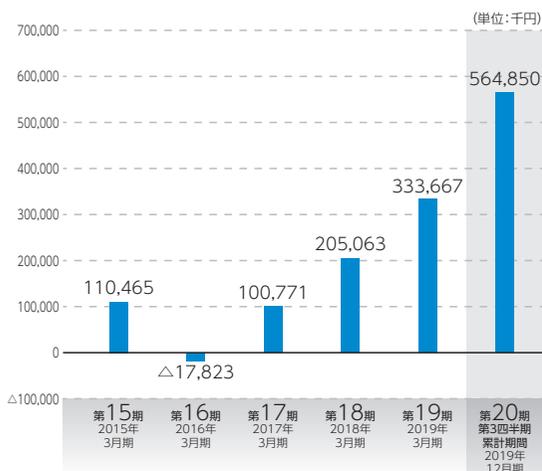
経常利益又は経常損失(△)



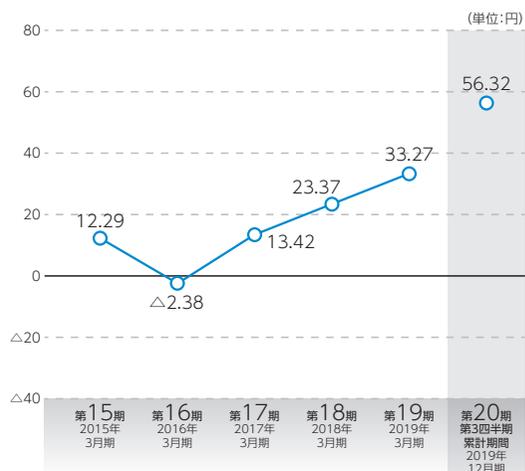
1株当たり純資産額



当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)



(注) 当社は、2019年12月1日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っております。上記では、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	1
3. 募集の条件	2
4. 株式の引受け	3
5. 新規発行による手取金の使途	3
第2 売出要項	4
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	4
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	6
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	14
3. 事業の内容	15
4. 関係会社の状況	21
5. 従業員の状況	21
第2 事業の状況	22
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	22
2. 事業等のリスク	24
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	28
4. 経営上の重要な契約等	34
5. 研究開発活動	34
第3 設備の状況	35
1. 設備投資等の概要	35
2. 主要な設備の状況	35
3. 設備の新設、除却等の計画	35
第4 提出会社の状況	36
1. 株式等の状況	36
2. 自己株式の取得等の状況	42
3. 配当政策	42
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	43

第5	経理の状況	54
1.	財務諸表等	55
(1)	財務諸表	55
(2)	主な資産及び負債の内容	100
(3)	その他	102
第6	提出会社の株式事務の概要	103
第7	提出会社の参考情報	104
1.	提出会社の親会社等の情報	104
2.	その他の参考情報	104
第四部	株式公開情報	105
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	105
第2	第三者割当等の概況	108
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	108
2.	取得者の概況	109
3.	取得者の株式等の移動状況	109
第3	株主の状況	110
	[監査報告書]	112

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年3月4日
【会社名】	株式会社アルマード
【英訳名】	ALMADO, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荒西 俊和
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目6番18号
【電話番号】	03-4334-1122(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 兼 管理企画管掌役員 蕨 博雅
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋三丁目6番18号
【電話番号】	03-4334-1122(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 兼 管理企画管掌役員 蕨 博雅
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 68,850,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 8,667,000,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 1,312,200,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	50,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1. 2020年3月4日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2020年3月4日開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数50,000株であります。本有価証券届出書の対象とした募集（以下「本募集」という。）は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、2020年3月18日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

2020年3月30日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で本募集を行います。引受価額は2020年3月18日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	50,000	68,850,000	—
計（総発行株式）	50,000	68,850,000	—

（注）1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。

5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,620円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は81,000,000円となります。

6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	— (注) 3.	100	自 2020年3月31日(火) 至 2020年4月3日(金)	未定 (注) 4.	2020年4月7日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2020年3月18日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2020年3月30日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2020年3月18日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2020年3月30日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2020年4月8日(水) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、2020年3月23日から2020年3月27日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 東京中央支店	東京都中央区日本橋三丁目6番2号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	50,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、2020年4月7日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	50,000	—

- (注) 1. 引受株式数については、2020年3月18日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
2. 上記引受人と発行価格決定日（2020年3月30日）に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
74,925,000	8,800,000	66,125,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における自己株式の処分に係る金額であります。
2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,620円）を基礎として算出した見込額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額66,125千円については、運転資金として①海外販売に係る事業資金として64,000千円を充当し、残額は②全社広告、ブランディング費用に充当する予定であります。

具体的には、以下のとおりであります。

①海外販売に係る事業資金

当社は、新規の顧客獲得のために、海外での化粧品・健康食品のECを中心とした販路拡大を検討しており、2020年3月期に台湾での取組みを始めております。台湾での更なる販売拡大に係る事業資金として64,000千円を2021年3月期に充当予定であります。

②全社広告、ブランディング費用

「アルマード」「卵殻膜」「Ⅲ型コラーゲン」の認知度向上及びブランドイメージの確立のため、広告展開を強化する必要があると当社は考えており、雑誌広告やデジタルサイネージ（※）等を用いた積極的な広告展開により、顧客獲得効率の向上及び規模の拡大に取り組んでまいります。

また、当社ブランドイメージの確立のため、ウェブデザイン、商品パッケージリニューアルなどのビジュアル面や、広告・PR等における発信メッセージ等を通じて、イメージ形成を推進してまいります。

上記を目的に全社広告、ブランディング費用として充当予定であります。

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

（※）デジタルサイネージ：屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所においてディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアの総称。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2020年3月30日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	5,350,000	8,667,000,000	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号 アント・ブリッジ4号A投資事業有限責任組合 4,750,000株 東京都渋谷区 鈴江 由美 250,000株 東京都千代田区内幸町一丁目2番1号 みずほ成長支援投資事業有限責任組合 150,000株 東京都渋谷区富ヶ谷一丁目14番9号 グリーンコア株式会社 100,000株 大阪府吹田市市内本町三丁目34番14号 大幸薬品株式会社 100,000株
計(総売出株式)	—	5,350,000	8,667,000,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 引受人の買取引受による売出しに係る株式の一部は、野村證券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といい、海外販売される株数を「海外販売株数」という。）される予定であります。なお、海外販売株数は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2020年3月30日）に決定されますが、海外販売株数は引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに係る株式の合計株数の半数未満とします。海外販売の内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。
3. 上記売出数5,350,000株には、日本国内における販売（以下「国内販売」といい、国内販売される株数を「国内販売株数」という。）に供される株式と海外販売に供される株式が含まれており、上記売出数5,350,000株は、引受人の買取引受による売出しに係る国内販売株数の上限の株数であります。最終的な引受人の買取引受による売出しに係る国内販売株数は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2020年3月30日）に決定されますが、国内販売株数は引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに係る株式の合計株数の半数以上とします。
4. 本募集における自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,620円）で算出した見込額であります。なお、当該総額は国内販売株数の上限に係るものであり、海外販売株数に係るものにつきましては、

「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。

6. 売出数等については今後変更される可能性があります。
7. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
8. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
9. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。
10. 当社は、野村証券株式会社に対し、上記売出数のうち、取得金額15,000千円に相当する株式数を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 2020年 3月31日(火) 至 2020年 4月3日(金)	100	未定 (注) 2.	引受人の本支店 及び営業所	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社 東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 SMB C日興証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券 東京都港区赤坂一丁目12番 32号 マネックス証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 17番6号 岡三証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町 一丁目5番8号 いちよし証券株式会社 大阪府大阪市中央区本町二 丁目6番11号 エース証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅 四丁目7番1号 東海東京証券株式会社	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（2020年3月30日）に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
6. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
8. 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については、引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	810,000	1,312,200,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 810,000株
計(総売出株式)	—	810,000	1,312,200,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエアオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 本募集における自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,620円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 2020年 3月31日(火) 至 2020年 4月3日(金)	100	未定 (注) 1.	野村証券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 野村証券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. グリーンシュエアオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主であるアント・ブリッジ4号A投資事業有限責任組合（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、810,000株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエアオプション」という。）を、2020年5月1日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、2020年4月8日から2020年4月28日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエアオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人及び貸株人であるアント・ブリッジ4号A投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2020年7月6日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエアオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う売却等は除く。）は行わない旨合意しております。

加えて、売出人である鈴江由美及びグリーンコア株式会社並びに当社株主である株式会社DALMA、CBC株式会社、株式会社ヒト・コミュニケーションズ並びに当社新株予約権者である保科史朗、長谷部裕二、小池里香、須山久実、酒井裕世、新井智美、佐藤圭紀、成田夏実、須藤正子、永嶋早苗、覺田美津子、瀧島麻美、本間夏葉、荒木絵里香、内田和代及び大西隆晴は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2020年7月6日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等は除く。）は行わない旨合意しております。

アルマード従業員持株会は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2020年10月4日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2020年10月4日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

4. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について

2020年3月4日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出し(引受人の買取引受による売出し)に係る売出数のうち一部について、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して海外販売が行われる予定であります。

海外販売の概要は以下のとおりであります。

- | | |
|--|--|
| (1) 株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 売出数 | 未定
(売出数は、海外販売株数であり、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日に決定されます。最終的な海外販売株数は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに係る株式の合計株数の半数未満とします。) |
| (3) 売出価格 | 未定
(「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1.と同様の決定方法により、売出価格決定日に、下記(4)に記載の引受価額と同時に決定される予定であります。) |
| (4) 引受価額 | 未定
(日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条に規定される方式により、売出価格決定日に決定されます。) |
| (5) 売出価額の総額 | 未定 |
| (6) 株式の内容 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 |
| (7) 売出方法 | 下記(8)に記載の引受人が引受人の買取引受による売出しに係る売出数を買取引受けした上で、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式の一部を野村證券株式会社の関連会社等を通じて、海外販売いたします。 |
| (8) 引受人の名称 | 「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の引受人 |
| (9) 売出しを行う者の氏名又は名称 | 「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出人 |
| (10) 売出しを行う地域 | 欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。) |
| (11) 受渡年月日 | 2020年4月8日(水) |
| (12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 | 株式会社東京証券取引所 |

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (千円)	1,911,737	2,134,715	1,955,776	2,753,920	3,788,675
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	143,471	△19,548	138,149	562,819	456,754
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	110,465	△17,823	100,771	205,063	333,667
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
発行済株式総数 (株)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
純資産額 (千円)	563,289	607,465	708,237	1,417,300	1,297,611
総資産額 (千円)	1,472,656	1,174,200	1,247,183	2,309,009	2,056,933
1株当たり純資産額 (円)	782,345.88	808,875.26	943,058.86	141.31	129.37
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	452,000	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	122,875.46	△23,796.68	134,183.61	23.37	33.27
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	38.25	51.73	56.79	61.38	63.08
自己資本利益率 (%)	11.16	—	15.32	19.30	24.58
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	193.4	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△8,088	117,166
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△34,085	△1,147
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	755,822	△514,506
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	987,760	589,273
従業員数 (人)	25	31	21	23	25
(外、平均臨時雇用者数)	(1)	(4)	(1)	(3)	(3)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 第18期及び第19期の財務諸表につきましては、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお第15期、第16期及び第17期の財務諸表につきましては、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

4. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

5. 当社は、2019年12月1日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っており、発行済株式総数は、12,000,000株となっております。

6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、第16期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため記

載していません。また、第15期、第17期、第18期及び第19期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載していません。

7. 第16期は、営業活動における販売促進費用の増加などの影響で、経常損失及び当期純損失を計上していません。
8. 第16期の自己資本利益率は、当期純損失であるため、記載していません。
9. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（特定地域に就労する契約社員であり、派遣社員を除く。）の年間平均人員を（ ）外数で記載しております。
10. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載していません。
11. 第15期、第16期、第17期及び第19期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載していません。
12. 第15期、第16期及び第17期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していませんのでキャッシュ・フローに係る各項目については記載していません。
13. 当社は、2019年12月1日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
14. 2019年12月1日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第15期、第16期及び第17期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けていません。

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
1株当たり純資産額 (円)	78.23	80.89	94.31	141.31	129.37
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	12.29	△2.38	13.42	23.37	33.27
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	45.2 (—)	— (—)

2 【沿革】

年月	事項
2000年10月	神奈川県横浜市泉区に、卵殻膜を用いた化粧品・健康食品の製造販売を目的に株式会社アルマード(資本金6,000万円)を設立
2000年12月	化粧品製造及び販売を開始
2001年10月	QVCテレビショッピングにて化粧品の販売開始
2002年1月	QVCテレビショッピングにて健康食品(サプリメント)の販売開始
2002年7月	東海大学 岩垣丞恒名誉教授と共同研究がスタート
2003年3月	本社を横浜市戸塚区に移転
2004年3月	本社を東京都中央区に移転
2007年6月	東京大学 加藤久典特任教授と共同研究がスタート
2007年6月	東京大学 跡見順子名誉教授(東京農工大学 客員教授兼任)と共同研究がスタート
2007年12月	化粧品製造販売業務許可取得(13COX10375)、医薬部外品製造販売業許可取得(13DOX10114)
2008年3月	株式会社セシール(現 株式会社ディノス・セシール)より75%の出資を受け、同社の子会社となる
2008年12月	本社を東京都渋谷区に移転
2010年8月	本社を東京都中野区に移転
2011年5月	世界的な細胞と組織の専門誌「Cell & Tissue Research」に卵殻膜に関する共同研究論文掲載
2013年10月	学術雑誌「Journal of Functional Foods」に卵殻膜に関する共同研究論文掲載
2014年10月	株式会社ディノス・セシールより58%の自己株式を取得し、親子関係を解消
2014年12月	世界的総合科学ジャーナル「Nature」を出版するNPGが運営する「Scientific Reports」に卵殻膜に関する共同研究論文掲載
2015年2月	本社を東京都中央区に移転
2017年3月	世界的総合科学ジャーナル「Nature」を出版するNPGが運営する「Scientific Reports」に卵殻膜に関する共同研究論文掲載
2017年3月	大幸薬品株式会社との業務提携基本合意
2017年9月	アント・キャピタル・パートナーズ株式会社(東京都千代田区)の運用受託するファンドが当社株式の過半数を取得
2018年4月	自社ECサイトを通じた美容液の定期購入サービスを開始
2018年9月	東京大学及び当社共同研究成果論文が専門の学術雑誌「Journal of Functional Foods」に掲載(加藤久典研究グループ)
2018年11月	世界的な細胞と組織の専門誌「Cell & Tissue Research」に卵殻膜に関する共同研究論文掲載

3 【事業の内容】

当社は、「世界の人々の人生に健康と美しさをもたらす。卵殻膜とバイオテクノロジーで。」という経営理念のもと、今後、先進諸国で深刻な社会問題となる高齢化社会到来に対して、『卵殻膜』という素材の持つ美容・健康効果を科学的に解明しながら、卵殻膜商材をより安心・安全・低価格にて市場に供給する事で、アンチエイジングの側面から社会貢献を果たすべく事業を展開しております。

(1) 卵殻膜とは

卵殻膜とは鶏卵の殻の内側にある薄い膜で、シスチン（注1）を含む18種類のアミノ酸、プロテオグリカン（注2）、ヒアルロン酸等で構成されており、美容・健康成分が含まれております。バクテリアなどの外敵から卵の中のひなを保護するためのバリアとして機能する他、卵が落下した場合などの物理的なダメージにも耐えられるよう、強固な繊維状のメッシュ構造をしております。また、酸素を透過させ水分を保有する力も有しております。

カサが傷口の治療に用いるなど天然の絆創膏として古くから民間療法で利用されているように、卵殻膜は中国や日本で古くから人体における創傷治療素材として活用されてきました。その一方で、熱に強く水や油に溶けにくいいためそのままでは体内で成分を吸収することができず特殊な加工が必要であり、また、天然素材であるがゆえその効果の検出とメカニズムの解明が難しいとされてきました。しかし、2007年よりスタートしたアルマード産学連携プロジェクトにより、卵殻膜塗布と摂取の両側面からの有用性とメカニズム検証で解明を進め、最近の研究では創傷治療の早期化（2011年5月「Cell & Tissue Research」に掲載）のみならず、皮膚の弾力性増加（2018年11月「Cell & Tissue Research」に掲載）、肝機能の改善（2014年12月「Scientific Reports」に掲載）への有用性も認められ、また、難病指定されている潰瘍性大腸炎（注3）の改善にも有効であるという研究結果を、2017年3月に米科学誌「Scientific Reports」で発表しております。これら研究の概要につきましては、後述[研究成果解説]をご参照下さい。

これまでの研究が示す卵殻膜の効能

実験方法	確認された主な結果	主な効能
卵殻膜水溶液の塗布	<ul style="list-style-type: none"> ヒトの真皮繊維芽細胞の増加効果（皮膚の機能を保つために重要な細胞） Ⅲ型コラーゲン（注4）の産生促進効果 ヒトの肌の弾力性向上及びシワ面積の減少 創傷治療の早期化 	美容
卵殻膜の経口摂取	<ul style="list-style-type: none"> Ⅲ型コラーゲンの産生促進効果 腸内フローラの多様化、善玉菌の増加 肝臓線維化（注5）への効果を期待 炎症性腸疾患への効果を期待 	健康維持

なお、肝臓線維化及び炎症性腸疾患への効果については、ヒトへの臨床試験の途上であり、その効果を保証するものではありません。継続的な研究により、ヒトへの有効性を解明してまいります。

(2) アルマードの卵殻膜加工技術について

卵殻膜は、当社設立より以前から食品及び化粧品の原料として既に流通しておりましたが、天然素材であるがゆえに品質面でばらつきがあり、また、加工コストも非常に高く、その効果を科学的に立証できる研究も十分になされていなかったため、一般に広く受容されるレベルの卵殻膜製品を流通させるのが困難な状況にありました。しかしながら、当社創業者である長谷部由紀夫が中心となり、大学や他企業等の外部機関との研究開発活動を進め、品質面、コスト面での課題を解決する独自の卵殻膜原料の加工技術を開発しました。当社の技術は以下のとおりです。

- ① 高品質の卵殻膜原料(*)の製造技術（微粉碎技術及び加水分解技術）
- ② 当社卵殻膜原料を活用した食品加工、化粧品加工の技術

(*) 卵殻膜を構成する主成分の損失が少なく、かつ、臭気強度が低く抑えられた原料

なお、創業来19年間蓄積をしてきた卵殻膜に関する技術・知見の一部は、特許として出願しており、他社と比較して多くの卵殻膜関連特許（国内においては本書提出日現在、権利継続11件、出願中10件）を有しております。

また、当社の卵殻膜研究及び研究に裏打ちされた素材ポテンシャルは、以下のような理由から、成長好循環を生むと考えております。

- ・卵殻膜にフォーカスした大学や他企業等との共同研究により、豊富なエビデンスや卵殻膜応用ノウハウを蓄積
- ・これまでの研究により証明された卵殻膜の素材ポテンシャルと商品開発力により、顧客支持を獲得
- ・顧客支持が収益獲得能力を底上げし、積極的な広告展開や研究開発を可能にする

- ・積極的な広告展開や研究開発が収益獲得能力を向上させ、更なる広告展開や研究開発を可能にする

(3) 卵殻膜ヘルスケア事業について

当社は、卵殻膜原料を活用した食品及び化粧品の製造販売を、単一事業として行っております。なお、食品及び化粧品の製造はすべて外注先に委託しております。

したがって当社の事業は「卵殻膜ヘルスケア事業」の単一セグメントであるため、以下においては当社事業の特徴について販売チャネル別に記載しております。

①TVショッピング販売（以下「TV通販」）

TVショッピング専門チャンネルであるQVCテレビショッピングにおいて、当社が企画・開発した卵殻膜食品及び卵殻膜化粧品について、TV放送を通じて視聴者に紹介し、株式会社QVCジャパン（以下「QVC」）がお客様より受注した数量を当社からQVCに納品し、QVCがお客様へ出荷するという販売を行っております。主要商品としては、化粧品のOdeシリーズ、健康食品のTO-II等がございます。

②外部間接販売（以下「外販」）

a. OEM製品の販売

取引先と共同で製品仕様を決定し、取引先からの注文に基づき当社製造委託先にて製品製造を行い、取引先へ販売するビジネスモデルです。これらOEM製品は、取引先の製品ブランドとして消費者に販売されております。

b. 卸販売（一般流通）

当社が企画・開発した製品を、ドラッグストアを中心とした量販店、理美容室及び他社通信販売業者等に卸販売をする形態です。主要商品としては、Ⅲ型ビューティードリンク、Ⅲ型サプリメント等がございます。

③自社直接販売（以下「直販」）

自社ECサイト、他社ECサイト等を通じて、当社が最終消費者から直接注文を受け、製品を配送する販売を行っております。主要商品としては、化粧品のCELLULAシリーズ等がございます。

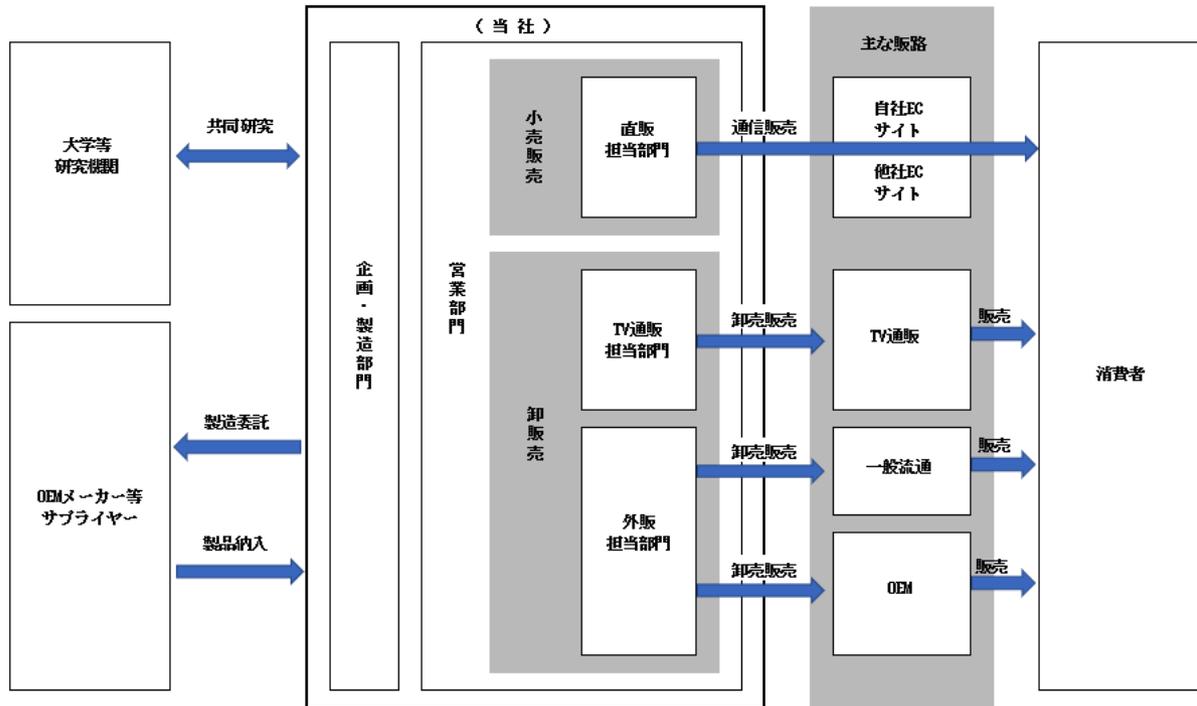
2018年4月に自社ECサイトを通じた定期購買サービスを開始して以降、定期顧客会員数は着実に増加しており、会員数は3万7千人に達しております（2019年12月末時点）。

	2018年 6月末	2018年 9月末	2018年 12月末	2019年 3月末	2019年 6月末	2019年 9月末	2019年 12月末
会員数(人)	8,481	15,350	18,968	22,849	28,998	34,916	37,960

(注) 定期顧客：自社ECサイトの定期便をご利用のお客様

[事業系統図]

当社の事業系統図は、次のとおりであります。



<p>創傷治癒の早期化 (2011年5月掲載)</p>	<p>「掲載論文タイトル」 Hydrolyzed eggshell membrane immobilized on phosphorylcholine polymer supplies extracellular matrix environment for human dermal fibroblasts</p> <p>「要約」 適度な量の卵殻膜が創傷治療プロセスに必須のⅢ型コラーゲン遺伝子発現を促進することを細胞レベルで証明した。 創傷治療プロセスにおいては、コラーゲン繊維を含む細胞外マトリクスの働きが鍵となり、止血・炎症・細胞増殖・再生という4つの過程が連続的に起こることが知られている。皮膚の損傷治療のみならず、正常な皮膚組織の構造維持と水分保持に重要な役割を担うこの細胞外マトリクス（注6）は、真皮線維芽細胞（注7）によって遺伝子発現・分泌される。そこで卵殻膜が細胞外マトリクス遺伝子をどの程度発現させるかについて、定量的な発現解析を行った。 その方法として、細胞を撒いてから24時間後に、皮膚組織に強度と弾力性を与える遺伝子群と、組織内の水分保持に重要な役割を担う遺伝子群の両方について発現状況を調査した。結果として、前者からはⅢ型コラーゲンとMMP2（注8）が、後者からはデコリン（注9）の発現が、少量の卵殻膜断片が作る線維構造上において、従来の細胞培養ディッシュ上での発現と比べて2倍以上高いことが判明した。これら3つの遺伝子セットは、いずれも創傷治療プロセスの増殖初期段階に発現が高くなることが知られている遺伝子であり、特にⅢ型コラーゲンは皮膚の大部分を構成するⅠ型コラーゲンに先行して発現することも報告されている。 また、卵殻膜濃度を高めていった場合であっても、当該3つの遺伝子セットの発現が明確に高くなることはなかった。このことにより、適度な量の卵殻膜が創傷治療の早期化に有効であると結論づけた。</p>
<p>肝機能の改善 (2014年12月掲載)</p>	<p>「掲載論文タイトル」 Eggshell membrane ameliorates hepatic fibrogenesis in human C3A cells and rats through changes in PPARγ-Endothelin 1 signaling</p> <p>「要約」 四塩化炭素誘導肝障害モデルラットを用いた実験から、微粉碎された卵殻膜の摂取により肝障害の症状が改善され、さらに遺伝子レベルでの解析により炎症や肝線維化形成が抑制される方向の変化が誘導されることを見出した。 そのメカニズムは、PPARγ-Endothelin 1シグナリング(※)における調節によると推察されている。四塩化炭素は肝臓に炎症を誘導し、長期間の投与では肝硬変のモデルとして動物実験において広く用いられている。肝臓機能に着目したのは、初期に行った正常ラットにおける遺伝子発現の網羅的解析により、肝線維化抑制に関わる変化が予想されていたためであり、本研究の成果から、従来、産業廃棄物とされていた卵殻膜の機能性を明らかにすることで、新たな機能性食品の創出や産業への貢献が期待できる。 ヒトでも同様の効果があるかについては今後の検討課題ではあるが、ヒトを対象とした試験も準備を進めており、結果を報告できると考えている。また、他の疾患モデルにおける検討も順次開始している。</p> <p>※ PPARγ：ペルオキシソーム増殖因子活性化受容体γ Endothelin 1：エンドセリン1</p>

<p>炎症性腸疾患（潰瘍性大腸炎）の改善 (2017年3月掲載)</p>	<p>「掲載論文タイトル」 Eggshell membrane powder ameliorates intestinal inflammation by facilitating the restitution of epithelial injury and alleviating microbial dysbiosis</p> <p>「要約」 炎症性腸疾患（IBD）は腸管に炎症を引き起こす慢性持続性の非特異性疾患であり、潰瘍性大腸炎とクローン病に分類される。 当研究では、デキストラン硫酸ナトリウム誘発大腸炎マウスを用いた実験から、微粉碎された卵殻膜の摂取により、腸内細菌叢における①細菌多様性の増加（腸内細菌の種類が増えた）、②病原性細菌の絶対数の減少（病原性細菌の数が減った）、③腸内毒素分泌の減少により炎症性サイトカイン産生の抑制、④（腸間膜リンパ節における自己免疫疾患の病態形成への関与が知られる）Th17細胞増殖の抑制、といったメカニズム作用が発生することを発見した。 これらの機能的な調節は、宿主において上皮の修復、エネルギー必要量の調整、最終的には腸管上皮粘膜炎症の軽減に寄与することから、卵殻膜には、腸管上皮損傷の修復と腸内細菌dysbiosis(腸内細菌バランス失調)を軽減させることで、炎症性疾患を改善する効果があることがわかった。さらに卵殻膜によるこのような細菌叢調節及び炎症性腸疾患抑制への最初の洞察は、IBDの予防・治療に新たな視点を提供できるものと考えられる。 本研究では卵殻膜をデキストラン硫酸ナトリウム誘発大腸炎マウスに給餌し、腸管上皮損傷の修復と炎症性腸疾患の改善効果を明らかにした。 ヒトでも同様の効果があるかについては今後の検討課題ではあるが、ヒトを対象とした試験も準備を進めており、結果を報告できると考えている。</p>
<p>皮膚の弾力性増加 (2018年11月掲載)</p>	<p>「掲載論文タイトル」 Solubilized eggshell membrane supplies type III collagen-rich elastic dermal papilla</p> <p>「要約」 卵殻膜が創傷治療プロセスに必須の皮膚真皮乳頭層にあるⅢ型コラーゲン遺伝子発現を1.6倍促進させることを実証した。 当研究では、卵殻膜塗布によるⅢ型コラーゲン関連遺伝子発現が非塗布群と比較すると約1.6倍増加する点及びその増加箇所は皮膚の「真皮乳頭層」である点が、ヘアレスマウスの実験で明らかになった。加えて、そのⅢ型コラーゲンの比率が20%のゲル環境下（皮膚環境が最も良いとされる胎児と同環境）では、他の比率時と比較するとⅢ型コラーゲン合成量が有意に増加し、またミトコンドリアを活性化することが実証された。細胞機能は加齢とともに低下していくが、卵殻膜塗布が刺激となり細胞機能そのものが改善、正常化されることが本実験により実証された。以下、当研究結果のハイライト。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘアレスマウスへの卵殻膜塗布で、Ⅲ型コラーゲン、デコリン、MMP2等の遺伝子発現が約1.6倍に増加（卵殻膜非塗布と比較）。前回2011年の研究では、培養皿上での実験により当発見がなされたが、マウス上で同結果が再現された点で意義は大きい。 ・Ⅲ型コラーゲン関連遺伝子は、加齢で減少するとされる皮膚真皮乳頭層で有意に増加。 ・Ⅲ型コラーゲン20%の環境下ゲル（胎児の肌環境と同様）において肌の弾力性が最も高くなる（Ⅰ型コラーゲンのみの環境ゲルと比較）。 ・そのⅢ型コラーゲン20%の環境下ゲルでは、線維芽細胞におけるⅢ型コラーゲンタンパク質の合成量が有意に増加し、ミトコンドリア活性も高くなる。 ・卵殻膜入り溶液塗布により、腕の皮膚弾力性が塗布前に比較して卵殻膜群のみで有意に増加、卵殻膜無し群と比較してシワが有意に改善（医薬部外品の試験と同じ二重盲検法での実施結果）。

[用語解説]

注1	シスチン	髪の毛や爪に多く含まれるアミノ酸の1種で、システインが2つ繋がったもの。透き通る美しさをサポートする成分として注目されている。
注2	プロテオグリカン	肌の細胞の増殖や、ヒアルロン酸、I型コラーゲンの産生を促し、かつそれ自体高い保水能力を持ち、肌荒れ、シワ、肌の弾力、メラニン生成抑制作用や色素沈着改善作用があり、若々しい肌を保つのに役立つ。
注3	潰瘍性大腸炎	炎症性腸疾患のひとつで、大腸の粘膜に炎症が起きることによりただれや潰瘍ができる原因不明の慢性的の病気。主な症状としては、下痢や血便、腹痛、発熱、貧血などがある。また、様々な合併症が発現することがある。
注4	III型コラーゲン	3つのアルファ1 (III) 鎖からなるらせん構造を持った線維型タンパク質。胚発生の初期胚の頃から発現し、皮膚や心血管系の発生に重要である。成体では、III型コラーゲンは皮膚(真皮)、血管、肺、内臓器官の細胞外マトリクスの成分で、正常な生理機能を維持するために重要。例えば、III型コラーゲンの遺伝子の異常は、血管や皮膚がもろく、関節がぐらぐらするエーラスダンロス症候群を引き起こす。さらに、III型コラーゲンは皮膚やその他の組織で、治療回復している場所に顕著に存在している。
注5	線維化	内臓などの組織を構成している結合組織と呼ばれる部分が異常増殖する現象のこと。
注6	細胞外マトリクス	組織中の細胞外の空間を満たしている生体高分子の複雑な集合体。すべての組織にあり、結合組織には多量に存在する。皮膚ではI型、III型コラーゲンを含む異なる種類の様々な線維が細胞外マトリクスの主要な構成成分で、皮膚に強度と弾力性を与えている。
注7	真皮線維芽細胞	皮膚の真皮にある線維芽細胞。真皮は、皮膚を形成する結合組織で、基底膜を隔てて表皮の下層にある。真皮にはコラーゲン線維や弾性線維、プロテオグリカンなど皮膚を物理的に支える構造物があるほか、細胞成分として線維芽細胞や肥満細胞などが存在する。線維芽細胞は楕円形の核を内部にもつ紡錘状の形態をしており、コラーゲンやプロテオグリカンなどの細胞外マトリクスを分泌する。
注8	MMP 2	マトリクスメタプロテアーゼ2。細胞外マトリクスを分解する酵素の一種。マトリクスメタプロテアーゼ2は様々な皮膚の生物学や生態学に役割を果たし、例えば創傷治療プロセスでは初期には発現している。
注9	デコリン	プロテオグリカンの一種で、鎖状のコアタンパク質にグリコサミノグリカンと呼ばれる二糖の繰り返し構造を持つ糖鎖多数結合した、試験管ブラシのような構造をしている。多数のマイナス電荷をもち、水やイオンを多量に吸着する性質がある。デコリンは結合組織に存在し、組織を組み立てるのに重要な働きをしている。デコリンの量や質に異常があると、張りのない皮膚になってしまったり、傷の治りが遅くなったりする。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年1月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
30 (2)	43.3	4.5	5,789,819

当社は卵殻膜ヘルスケア事業の単一セグメントであるため、部門別に記載しております。

部門の名称	従業員数（人）
営業部門	17 (2)
企画・製造部門	4 (-)
管理企画部門	9 (-)
合計	30 (2)

(注) 1. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（特定地域に就労する契約社員であり、派遣社員を除く。）は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は組織されておりませんが、労使関係は良好であります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は、当社の存在意義、存在価値、社会的使命を示したものとして経営理念を掲げ、その実現に全社を挙げて取り組んでおります。

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、経営理念に続く経営ビジョンを経営の基本方針の柱として、事業活動を行っております。

①経営理念

「世界の人々の人生に健康と美しさをもたらす。卵殻膜とバイオテクノロジーで。」

②経営ビジョン

- ・先進諸国に到来する高齢化社会において、人々の健康、若さ、そして美しさの維持・向上による“生活の質”の向上という根源的なニーズに、“卵殻膜”を通じて貢献する。
- ・卵殻膜の多機能な効果・効能を科学的に解明し、常にユニークで最高品質の商品開発にこだわり、それを世界に提供する。
- ・“卵殻膜”で、美容と健康分野において、新しい価値観を浸透させる。

また、当社は主に化粧品・健康食品の販売を行っておりますが、化粧品は塗布により一時的に外見を整えるものにはとどまらず、肌（細胞）自体を美しくするものであり、健康食品は病気になってから使用する薬とは異なり、未病の改善に貢献するものと定義しており、これらを通じて世界の人々の人生に健康、若さ、美しさをもたらすことを使命としております。

(2) 経営戦略等

当社事業の根幹を成す卵殻膜の市場は未だ成長過程にあると当社は認識しております。当社としましては既存販路でのシェアの拡大と、新たな成長の柱づくりとして新たな販路開拓、既存ブランドに続く新たな柱となる商品の開発の強化を行い、卵殻膜市場の拡大牽引を図ってまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、高い成長性及び生産性をもって収益に結びつけ、継続的に成長していくことを経営上の目標としております。収益性及び成長性などの各経営指標のバランスを重視し、外部環境やトレンドに左右されることの無い財務基盤を構築することで、企業価値の向上を図ってまいります。具体的には、売上高、営業利益を重要な指標と考えております。

(4) 経営環境

国内化粧品市場は国内景気が緩やかな回復基調が継続したことに加え、訪日外国人によるインバウンド需要もあり堅調に推移しております。株式会社矢野経済研究所の国内化粧品市場の調査結果（化粧品市場に関する調査を実施 2020年2月5日発表）によると、2018年度の国内化粧品市場規模はメーカー出荷金額ベースで2兆6,490億円（前年度比4.1%増）、2019年度は2兆7,200億円（同2.7%増）を見込んでおります。

健康食品市場につきましても、中高年齢層を中心とした健康の維持、増進、美容、アンチエイジングへの意識の高まりを背景に、化粧品市場同様に堅調に推移しました。株式会社矢野経済研究所の健康食品市場の調査結果（健康食品市場に関する調査を実施 2020年1月30日発表）によると、2018年度の健康食品市場規模はメーカー出荷金額ベースで8,614億3,000万円（前年度比1.9%増）、2019年度は8,675億円（同0.7%増）を見込んでおります。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

上記経営戦略に基づき対処すべき課題は以下のとおりです。

①ブランディング・外部情報発信の徹底強化

「アルマード」「卵殻膜」「Ⅲ型コラーゲン」の認知度向上及びブランドイメージの確立のための広告展開を強化する必要があると当社は考えており、積極的な広告展開により、顧客獲得効率の向上及び規模の拡大に取り組んでまいります。

また、当社ブランドイメージの確立のため、ウェブデザイン、商品パッケージリニューアルなどのビジュアル面や、広告・PR等における発信メッセージ等を通じて、イメージ形成を推進してまいります。

②直販チャネルを通じた売上及び利益の拡大

雑誌広告やデジタルサイネージ等の新たな広告手法を積極的に採用するなど顧客獲得施策を継続的に充実し、顧客獲得の効率化と新規顧客獲得数の増加を両立させ、売上規模の拡大を目指してまいります。また、獲得した

顧客とのリレーションシップを強固にすることにより、定期購入顧客の継続率の向上及びクロスセル単価の向上を実現し、利益率向上を目指してまいります。

③新たな販路の開拓

新規の顧客獲得のために中国、台湾、韓国その他アジア諸国を中心に販路拡大の検討を開始します。

国内においても化粧品商材の販売店舗数拡大等の店頭販売戦略を確立し、健康食品商材での戦略商品を開発して既存販路以外のウェブ販売チャンネル等での展開を検討してまいります。

④新たな柱となる商品の開発

大学や他企業等の外部の研究機関と共同研究を継続することにより、卵殻膜原料との親和性が低く商品化できていない特定マーケットや機能性にフォーカスした商材の開発を進めてまいります。

化粧品・健康食品等の既存商品について、卵殻膜の配合量、使い心地、香り等の継続的な改善・開発活動を行い商品ラインナップの拡充を図ってまいります。

⑤内部統制システムの強化

売上・利益の拡大を志向するのみならず、会社全体の業務プロセスの見直しを継続的に図り、内部統制をより一層充実させコーポレート・ガバナンスを強化することで、社会やステークホルダーの皆様から信頼を得られる企業を目指してまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1)商品の製造委託についてのリスク

当社は、経営資源を研究開発及び営業活動に集中させて経営効率化を図るため、商品の製造を外部委託しており、また一部商品につきましては製造委託先からさらに再委託先に製造が委託されております。

当社といたしましては、定期的に各製造委託先、製造再委託先への監査を実施すると同時に、製造委託先、製造再委託先の所在地を分散させ、さらに各商品の商品検査記録の提出の義務付けを行う等、製造委託先、製造再委託先の品質管理には万全を期してリスクの低減を図っております。

当社は委託先に対して計画的に発注を行うことや、委託先との良好な関係を保つことにより、商品を安定的に共有できるよう努めております。

当社はこのように製造委託先、製造再委託先の管理には万全を期すことによりリスクの低減を図っておりますが、万が一、製造委託先が製造した商品の品質に問題が生じた場合には当社も販売者責任を問われることになり、当社商品に対する顧客からの信頼の毀損に発展する可能性があります。また、商品の製造委託先もしくは製造再委託先との急な契約の解消や天災等による生産設備への被害など不測の事態が生じた際には、当社製品の円滑な供給に支障を来すことが考えられ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2)原材料の調達に関するリスク

当社は、当社商品の主原材料である「卵殻膜」の仕入の大部分をキューピー株式会社に依存しております。当社は創業以来、当該仕入先とは良好な関係を構築しており、今後とも安定的に原材料を仕入れることは可能だと考えておりますが、当該仕入先における事業継続不能な不測の事態の発生、原料不足や経済環境の激変等何らかの理由により、必要な原材料等の適正な価格での適正な量の確保が困難になった場合には当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は、一部の原材料の外注加工に関して特定の取引先に依存しているものがあり、今後何らかの事情により取引を継続できない事態が生じるなどにより、今後の安定的な外注先の確保に問題が発生した場合には、他の外注先の確保に時間を要する、内製化を行うなどの対策を講じるための必要な人員確保に時間を要する、他の仕入先に対し費用が先行するなどの事態が想定され、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3)大口販売先への依存に関するリスク

当社の販売先の中で売上構成比が20%を超える大口販売先として、TVショッピング販売における株式会社QVCジャパン、OEM商品販売における株式会社オージオの2社がございます。当該販売先とは良好な関係を構築しており、また、2社を通じた最終顧客への販売実績も良好なことから、今後とも安定的に商品を販売することは可能だと考えておりますが、当該販売先の業績の悪化や、2社の商品政策の大きな転換が発生した場合、納品時期が次期にずれ込んだ場合等には当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また株式会社QVCジャパンへの売上は、株式会社QVCジャパンが提供しているTVショッピング専門チャンネルを通じた当社商品の販売となりますが、TVショッピング専門チャンネルにおける売上高は、番組ゲストの知名度や人気（パーソナリティ）に影響を受ける傾向があります。当社は元当社代表取締役である鈴江由美氏と顧問契約（契約期間：2019年10月～2020年9月）を締結し、番組出演について安定的な関係を構築しておりますが、同氏がなんらかの理由により業務遂行困難となった場合には、株式会社QVCジャパンにおける売上高に影響を及ぼす恐れがあり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4)競合環境の変化に関するリスク

当社は、卵殻膜原料を活用した化粧品・健康食品の製造販売を主要事業としております。当社が属する化粧品・健康食品業界において、現時点において競合他社、OEM先が卵殻膜を主成分とした有力な商品を発売している事例は多くありませんが、今後卵殻膜の認知度が向上し、その素材としての可能性が広く着目され競合他社、OEM先が卵殻膜配合商品を多数発売した場合には、競争環境の悪化により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また当社は顧客のニーズが多岐にわたる化粧品・健康食品業界において、当社の事業戦略が顧客のニーズに合致しない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5)国内景況感に関するリスク

当社が販売する商品の販売動向は景況感に左右される可能性が高いため、今後企業業績の悪化等に伴い我が国の景況感が大幅に悪化した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6)小規模組織に関するリスク

当社の人員は、本書提出日現在、取締役5名、監査役3名及び従業員30名の小規模組織であります。

このうち、管理企画部門の人員は、取締役1名及び従業員8名であり、現在の内部管理体制は現在の組織規模に応じたものとなっております。

今後も人員の拡充による体制強化を図ってまいります。計画通りに採用が進まない場合、または、人材が流出する場合には、内部管理体制に支障が生じ、又は業容拡大に支障が生じ、今後の事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

(7)法的規制等に関するリスク

当社は化粧品・健康食品の製造販売事業者として、主に以下の法的規制の遵守を徹底しておりますが、万が一これらの法的規制に抵触する事態に陥った場合には行政処分の対象となることがあり、その場合には当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

①特定商取引法

特定商取引法は、訪問販売や通信販売等の事業者を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルールを定めております。

②医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律では、医薬品の他医療機器、医薬部外品、化粧品についても規定されており、その中で化粧品を市場に出荷する企業（「製造販売業者」といいます。）に対して様々な責務を定め、安全性の確保を図らせるようにしております。

国内において医薬部外品及び化粧品を製造販売するためには、製造販売業の許可を必要とし、当社はその許可を取得しております。これらの許可は、5年毎に更新を行うこととなっておりますが、法令違反等があった場合には、許可の更新を拒否され、または許可を取り消されることがあり、外注先等の製造設備においても厚生労働省令で定める基準に適合しない場合等には、その使用を禁止されることがあります。

また、化粧品及び医薬部外品は、本法において広告に関する規定があり、虚偽又は誤解を招く恐れのある事項や承認を受けていない効能又は効果を宣伝することは禁止されていることから、社内の広告ガイドライン等の審査ルールを定め事前確認を行うこととしております。

なお、当社は当法律を遵守しており、違反はございません。

(化粧品・医薬部外品の製造及び販売事業に係る主要な許可の取得状況等)

許可の名称	有効期間	取消事由及び該当状況
化粧品製造販売業許可	2022年12月26日まで (5年毎の更新)	(許可の取消) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第75条に定められる事由に該当した場合
医薬部外品製造販売業許可	2022年12月26日まで (5年毎の更新)	(該当状況) 上記取消事由に該当する事項はありません。

③不当景品類及び不当表示防止法（景表法）

本法は、消費者の利益を保護するため、商品やサービスの品質、内容、価格等を偽ったり、消費者に誤認されたりする表示を行なうことを規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額、総額を制限するものであります。

④健康増進法

国民の栄養の改善その他の国民の健康増進を図るための措置を講じ、国民の健康向上を図ることを目的として、国民の健康増進の総合的な推進に関して基本的な事項が定められております。健康状態の改善又は維持の効果に関して、著しく人を誤認させるような広告を禁止するなどの規制があります。

⑤食品衛生法

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的としております。公衆衛生に危害を及ぼす恐れのある虚偽又は誇大な表示や広告の禁止などが定められております。

⑥消費者契約法

事業者が重要事項について事実と異なることを告げ（不実告知）、消費者が誤認した場合の取り消し、消費者が支払う損害賠償額の予定条項等の無効等が定められております。

(8)知的財産権に関するリスク

①商標権に関するリスク

当社は、商品に使用する商標権を登録する際には、事前に類似したものが存在しないことを調査する等、他社の商標権を侵害しないよう努力しておりますが、第三者の権利が成立した場合や認識していない権利が既に成立している場合、第三者より損害賠償及び使用差し止め等の訴えを起こされる可能性及び権利に関する使用料等の対価の支払いが発生する可能性があります。この場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

②特許権に関するリスク

当社は商品の開発を行う際に、必ず製造委託先に特許情報調査を依頼しておりますが、第三者の権利が成立した場合や認識していない権利が既に成立している場合、第三者より損害賠償及び使用差し止め等の訴えを起こされる可能性及び権利に関する使用料等の対価の支払いが発生する可能性があります。この場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9)情報システムに関するリスク

当社は、特に自社直接販売においてパソコンやコンピューターシステムを結ぶ通信ネットワークに強く依存しており、自然災害や事故等により通信ネットワークが切断された場合、サイトへの急激なアクセス増加や電力供給の停止等、予測不能な要因によりコンピューターシステムがダウンした場合、あるいは、コンピューターウィルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合には、自社直接販売活動が一時的に困難となる可能性があります。当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10)個人情報保護に関するリスク

当社では、特に自社直接販売において顧客の個人情報を取得しているため、個人情報が蓄積されております。個人情報の取り扱いについては、情報セキュリティポリシーを規定として定め、また、Pマークの取得や情報セキュリティに関する社員教育を徹底しておりますが、万が一、個人情報が外部に漏洩した場合は、顧客からの信用失墜による売上減少や顧客に対する損害賠償金の支払いなどにより当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11)大株主異動に伴うリスク

当社は、国内の独立系の投資会社アント・キャピタル・パートナーズ株式会社が投資助言を行うファンドから、純投資を目的とした出資を受けており、本書提出日現在では当該ファンドが当社の大株主となっております。

当該ファンドは当社の上場時において、所有する当社株式の一部を売却する予定であります。上場後においても相当数の当社株式を保有する可能性があることから、その保有・処分方針によっては、当社株式の流動性及び株価形成等に影響を及ぼす可能性があります。また、当該ファンドが相当数の当社株式を保有する場合、当社の役員を選解任、他社との合併等の組織再編、減資、定款の変更等の当社の株主総会決議の結果に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(12)直販部門（自社ECサイト）での拡販施策が奏功しないリスク

当社は、主として自社直接販売の拡大のため、認知度、信頼度を向上させることにより、より多くのユーザを獲得し、また既存のユーザを維持していくことが必要であると考え、積極的に広告宣伝等にコストを投下してきており、今後も継続して広告宣伝等を進めていく方針であります。

しかしながら、広告宣伝効果が十分に得られない場合やコスト上昇等が生じた場合、投資が想定よりも長期に及ぶことにより計画通りの収益が得られない場合等には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13)消費者とのトラブル及び風評のリスク

当社では化粧品・健康食品を取扱っており、その安全性や広告表現については関連法規を遵守し、独自の基準を設け厳しく管理しておりますが、当社の取扱商品や原材料と同一又は類似した商材において、一般市場にて安全性に疑義が生じるような事態が発生した場合、風評被害が発生する可能性があります。この場合関連商品の買い控えや当社の信頼性が低下する等、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 在庫の滞留又は欠品に関するリスク

当社は、在庫の保有状況をモニタリングしながら発注数量の調整を毎月実施し、滞留が予測される商品について販売施策を追加で立案することで在庫リスクの最小化を図っております。しかしながら、需要動向を見誤ったことによる欠品、ないし滞留在庫が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の概要は次のとおりであります。

①経営成績の状況

第19期事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費に持ち直しの兆しが見えるなど、景気は緩やかな回復基調が続きました。

国内化粧品市場も国内景気の緩やかな回復基調が継続したことに加え、訪日外国人によるインバウンド需要もあり、堅調に推移しました。また、健康食品市場につきましても、中高年齢層を中心とした健康の維持、増進、美容への意識の高まりを背景に、化粧品市場同様に堅調に推移しました。

こうした市場環境のなか、当社は独自の技術を活かした卵殻膜を主原料とした化粧品・健康食品の研究開発、企画、販売を展開してまいりました。

卵殻膜は、人の肌や髪に近い18種類のアミノ酸、ヒアルロン酸とコラーゲンを含有している天然素材です。当社は大学や他企業等の外部の研究機関と共同研究を行い、そのメカニズムの科学的な解明に向けた取り組みを進めております。当社が企画・販売を行っている化粧品・健康食品など全ての商品には、卵殻膜が配合されており、数多い競合商品との間で差別化を図っております。

当事業年度においては、TV通販部門の売上が堅調に推移したことに加え、直販部門の売上が前年同期比339.4%、外販部門におけるOEM販売の売上が前年同期比149.8%に増加するなど、増収を達成することができました。一方で直販部門における新規顧客の獲得増加に向けた広告宣伝費の先行投資を実施した結果、営業利益及び経常利益については減少する結果となりました。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高3,788,675千円（前年同期比37.6%増）、営業利益459,488千円（前年同期比19.6%減）、経常利益456,754千円（前年同期比18.8%減）、当期純利益333,667千円（前年同期比62.7%増）となりました。

なお、当社は卵殻膜ヘルスケア事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の開示は行っておりませんが、売上高の販売チャネル別の内訳は、以下のとおりであります。

区分	第18期事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第19期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		増減額 (千円)	前年同期比 (%)
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)		
TV通販	1,434,812	52.1	1,445,047	38.1	10,235	100.7
外販(一般流通)	159,399	5.8	194,087	5.1	34,687	121.8
外販(OEM販売)※	942,071	34.2	1,410,803	37.2	468,731	149.8
直販(EC)	217,637	7.9	738,737	19.5	521,099	339.4
合計	2,753,920	100.0	3,788,675	100.0	1,034,755	137.6

※OEM販売額のうち、インターネット販売を主としているOEM先への売上高

第20期第3四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

当第3四半期累計期間における国内経済は緩やかな景気回復基調で推移したものの、10月に実施された消費税率引き上げによる消費者心理への影響もあり、個人消費におきましては先行き不透明な状況が続きました。

国内化粧品市場は、国内景気が緩やかな回復基調が継続したことに加え訪日外国人によるインバウンド需要もあり、堅調に推移いたしました。また、健康食品市場につきましても、中高年齢層を中心とした健康の維持、増進、美容への意識の高まりを背景に、化粧品市場同様に堅調に推移いたしました。

こうした市場環境の中、当社は、独自の技術を使って製造した卵殻膜を主原料とした化粧品・サプリメントの研究開発、企画、販売を展開してまいりました。また、事業の成長性に応じたりソース配分の適正化や社内体制の再構築を進め、経営効率の改善に努めました。

この結果、当第3四半期累計期間の経営成績は、売上高4,506,914千円、営業利益865,639千円、経常利益863,543千円、四半期純利益564,850千円となりました。

なお、当社は卵殻膜ヘルスケア事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の開示は行っておりませんが、売上高の販売チャネル別の内訳は、以下のとおりであります。

区分	第20期 第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	
	金額 (千円)	構成比 (%)
TV通販	1,198,338	26.6
外販(一般流通)	172,524	3.8
外販(OEM販売) ※	2,015,190	44.7
直販(EC)	1,120,860	24.9
合計	4,506,914	100.0

※OEM販売額のうち、インターネット販売を主としているOEM先への売上高

②財政状態の状況

第19期事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(資産)

当事業年度末の流動資産は1,879,033千円となり、前事業年度末と比較して253,531千円減少しました。これは主に、たな卸資産(商品および貯蔵品)が230,648千円、売掛金が84,757千円増加する一方で、現金及び預金が420,987千円、受取手形が181,595千円減少したことによるものです。たな卸資産(商品および貯蔵品)は売上高増加による在庫確保施策により増加、現金及び預金は配当金の支払いにより減少しました。固定資産は177,900千円となり、前事業年度末と比較して1,455千円増加しました。これは主に、繰延税金資産が15,421千円増加する一方で、車両運搬具の売却で7,043千円、建物の減価償却により4,826千円減少したことによるものです。

以上の結果、総資産は2,056,933千円となり、前事業年度末と比較して252,076千円減少しました。

(負債)

当事業年度末における流動負債は459,792千円となり、前事業年度末と比較して66,628千円減少しました。これは主に、未払消費税等が52,672千円減少したことによるものです。固定負債は299,530千円となり、前事業年度末と比較して65,758千円減少しました。これは主に長期借入金が60,000千円減少したことによるものです。

以上の結果、負債合計は759,322千円となり、前事業年度末と比較して132,387千円減少しました。

(純資産)

当事業年度末における純資産は1,297,611千円となり、前事業年度末と比較して119,688千円減少しました。これは剰余金の配当により利益剰余金が453,356千円減少する一方で、当期純利益を333,667千円計上したことによるものです。

第20期第3四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

(資産)

当第3四半期会計期間末の流動資産は2,772,502千円となり、前事業年度末と比較して893,469千円増加しました。これは主に、売掛金が643,913千円、受取手形が133,327千円、商品が234,131千円増加し、現金及び預金が216,745千円減少したことによるものです。売掛金及び受取手形は直販部門等の売上好調により増加、現金及び預金は、売上好調に伴い仕入が増加した一方で、入金サイトが比較的長い得意先に対する売掛金が増加したことにより、減少しました。固定資産は195,648千円となり、前事業年度末と比較して17,748千円増加しました。これは主に、建物が19,569千円増加し、繰延税金資産が2,933千円減少したことによるものです。

以上の結果、総資産は2,968,150千円となり、前事業年度末と比較して911,217千円増加しました。

(負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債は983,931千円となり、前事業年度末と比較して524,139千円増加しました。これは主に、買掛金が193,403千円、短期借入金が120,000千円、未払法人税等が140,525千円増加したことによるものです。固定負債は121,757千円となり、前事業年度末と比較して177,772千円減少しました。これは主に長期借入金が180,000千円減少したことによるものです。

以上の結果、負債合計は1,105,689千円となり、前事業年度末と比較して346,367千円増加しました。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産は1,862,461千円となり、前事業年度末と比較して564,850千円増加しました。これは、四半期純利益の計上により利益剰余金が564,850千円増加したことによるものです。

③キャッシュ・フローの状況

第19期事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当事業年度末における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ398,487千円減少し、589,273千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前当期純利益457,934千円、たな卸資産の増加額230,648千円、法人税等の支払額135,388千円等により117,166千円の収入となり、前事業年度と比較して125,254千円増加しました。これは主に直販部門等の売上が好調に推移したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、定期預金の払戻による収入45,000千円、定期預金の預入による支出22,500千円、有形固定資産の取得による支出19,258千円等により1,147千円の支出となり、前事業年度と比較して32,938千円増加しました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出60,000千円、配当金の支払額453,356千円等により、514,506千円の支出となり、前事業年度と比較して1,270,328千円減少しました。

④生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 仕入実績

第19期事業年度及び第20期第3四半期累計期間における仕入実績は、次のとおりであります。

商品別	第19期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前年同期比 (%)	第20期第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
完成品(千円)	1,297,316	160.1	1,355,055
部材(千円)	654,501	153.7	713,422
合計(千円)	1,951,817	157.9	2,068,478

- (注) 1. 当社は、卵殻膜ヘルスケア事業の単一セグメントであるため、仕入実績は、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。
2. 金額は仕入価格によっております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

c. 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

d. 販売実績

第19期事業年度及び第20期第3四半期累計期間における販売実績は、次のとおりであります。

販売チャネル別	第19期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前年同期比 (%)	第20期第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
TV通販(千円)	1,445,047	100.7	1,198,338
外販(一般流通) (千円)	194,087	121.8	172,524
外販(OEM販売)※ (千円)	1,410,803	149.8	2,015,190
直販(EC)(千円)	738,737	339.4	1,120,860
合計(千円)	3,788,675	137.6	4,506,914

※OEM販売額のうち、インターネット販売を主としているOEM先への売上高

- (注) 1. 当社は、卵殻膜ヘルスケア事業の単一セグメントであるため、販売実績は、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。
2. 最近2事業年度及び第20期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第18期事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第19期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第20期第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
(株)QVCジャパン	1,434,812	52.1	1,445,047	38.1	1,198,338	26.6
(株)オージオ	819,736	29.8	1,285,338	33.9	1,945,544	43.2

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。これら財務諸表の作成にあたり、見積りが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき会計上の見積りを行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性のため、これら見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

②経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

第19期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

a 財政状態の分析

当事業年度における財政状態の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ②財政状態の状況」に記載しております。

b 経営成績の分析

(売上高)

当事業年度の売上高は、3,788,675千円となり、前事業年度に比べ1,034,755千円増加しました。外販部門における商材の拡販施策や直販部門における新規顧客獲得施策が奏功し、外販部門におけるOEM販売並びに直販部門が伸長することで全体を牽引、その他TV通販部門も堅調に業績を伸ばすことが出来たことで大幅な増収を達成することができました。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は、1,644,124千円となり、前事業年度に比べ339,186千円増加しました。売上高の増加に加え、粗利率の改善やコスト削減努力を推進した結果、売上総利益は、2,144,550千円となり、前事業年度に比べ695,568千円増加しました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は、1,685,062千円となり、前事業年度に比べ807,906千円増加しました。これは主に、人員体制強化に伴う給与手当の増加、直販事業拡大のための広告宣伝費増加等の影響によるものであります。この結果、営業利益は459,488千円となり、前事業年度に比べ112,338千円減少しました。

(営業外収益、営業外費用及び経常利益)

営業外収益は21千円、営業外費用は支払利息2,659千円等により2,755千円となり、この結果、経常利益は456,754千円となりました。

(特別利益、特別損失及び当期純利益)

特別利益は社有車の売却により1,180千円となり、この結果、税引前当期純利益は457,934千円となりました。また、法人税等合計が124,267千円となり、当期純利益は333,667千円となりました。

c キャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

第20期第3四半期累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

a 財政状態の分析

当第3四半期会計期間における財政状態の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ②財政状態の状況」に記載しております。

b 経営成績の分析

(売上高)

当第3四半期累計期間の売上高は、4,506,914千円となりました。外販部門における商材の拡販施策や直販部門における新規顧客獲得施策が奏功し、外販部門におけるOEM販売並びに直販部門が伸長することで全体を牽引、その他TV通販部門も堅調に業績を伸ばすことが出来たことで大幅な増収を達成することができました。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は、1,693,277千円となりました。売上高の増加に加え、粗利率の改善やコスト削減努力を推進した結果、売上総利益は、2,813,637千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は、1,947,998千円となりました。これは主に給与手当、広告宣伝費等の計上によるものであります。この結果、営業利益は865,639千円となりました。

(営業外収益、営業外費用及び経常利益)

営業外収益は362千円、営業外費用は支払利息1,655千円等により2,457千円となり、この結果、経常利益は863,543千円となりました。

(特別利益、特別損失及び四半期純利益)

特別利益、特別損失の発生はなく、この結果、税引前四半期純利益は863,543千円となりました。また、法人税等合計が298,693千円となり、四半期純利益は564,850千円となりました。

③ 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。また、今後の経営成績に影響を与える課題につきましては、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

④ 経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

⑤ 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、従業員の給与手当の他、販売費及び一般管理費の営業費用であります。

当社は、事業運営上必要な資金を流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。短期運転資金は自己資金を基本としており、設備投資や長期運転資金につきましては、金融機関からの長期借入やリースによる調達を基本としております。

なお、第19期事業年度末における有利子負債の残高（リース債務含む）は341,193千円、有利子負債依存度（リース債務を含む）は16.6%と低い水準にあり、事業運営上、必要な資金を安定的に確保していると認識しております。また、第19期事業年度末における現金及び現金同等物の残高は589,273千円となっており、事業運営上、必要な流動性を確保していると認識しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

第19期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社は当社製品の主原料である卵殻膜の素材としての可能性を究明すべく、複数の大学等研究機関との間で共同研究に関する契約を締結しております。また、当社企画・製造部にて大学等研究機関との共同研究を行っている他、取引先等に関する助言を受けるべく、当社創業者である長谷部由紀夫氏と業務委託契約（契約期間：2019年10月～2020年9月）を締結しております。卵殻膜の素材としての様々な可能性を究明することで、化粧品・健康食品分野での活用のみならず、それ以外の分野での用途を模索しております。当事業年度における当社の研究開発費の総額は96,466千円です。なお、当社は、卵殻膜ヘルスケア事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

主要な研究内容は以下のとおりです。

（単位：千円）

支出先	研究開発の概要	金額
国立学校法人東京大学	卵殻膜成分の健康効果に関する総合的研究	30,935
国立学校法人東京農工大学	卵殻膜の塗布による効果やメカニズムの解明	37,936

第20期第3四半期累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

当第3四半期累計期間において当社が支出した研究開発費の総額は79,614千円です。当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況について重要な変更はありません。なお、当社は、卵殻膜ヘルスケア事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

また、当社は、研究開発活動における成果について、積極的に特許化に取り組んでおります。現在保有している卵殻膜関連特許は、本書提出日現在、国内11件、海外3件であり、また、現在出願中の特許は国内10件、海外2件となっております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第19期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当事業年度における設備投資額は17,900千円で、その主なものは自社ECサイトの機能強化に伴うソフトウェアの取得に関するものであります。

また、社有車として使用していた車両1台の売却を行いました。なお、当社は、卵殻膜ヘルスケア事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載はしていません。

第20期第3四半期累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

当第3四半期累計期間における設備投資額は30,198千円で、その主なものは本社改装工事に伴う建物附属設備及び工具、器具及び備品の取得に関するものであります。

また、当第3四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。なお、当社は、卵殻膜ヘルスケア事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載はしていません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりです。なお、当社は、卵殻膜ヘルスケア事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載はしていません。

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	リース資産	ソフトウェア	合計 (千円)	
本社 (東京都中央区)	本社事務所	4,962	39,713	1,039	26,854	72,568	25 (3)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 本社事務所を賃借しており、年間賃借料は28,194千円であります。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（特定地域に就労する契約社員であり、派遣社員を除く。）の年間平均人員を()外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】（2020年1月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,000,000
計	48,000,000

(注) 2019年11月28日開催の臨時株主総会決議により、定款を変更し、発行可能株式総数は3,200株増加し、4,800株となっております。また、2019年11月14日開催の取締役会決議により、2019年12月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は47,995,200株増加し、48,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	12,000,000	—	—

(注) 1. 2019年11月14日開催の取締役会決議により、2019年12月1日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は11,998,800株増加し12,000,000株となっております。

2. 2019年11月28日開催の臨時株主総会決議により、2019年12月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（2015年3月23日開催の臨時株主総会及び取締役会）

決議年月日	2015年3月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役4 当社従業員24（注）4
新株予約権の数（個） ※	155 （注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 31 [310,000]（注）1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	2,050,000 [205]（注）2、3
新株予約権の行使期間 ※	2017年3月24日～2025年3月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 2,050,000[205]（注）3 資本組入額 1,025,000[102.5]
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の割り当てを受けた者は、割当日以降、新株予約権の行使時までの間、継続して当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員であることを要する。ただし、当社の取締役会が承認した場合はこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	当社が組織再編行為をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対しては、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権を交付する事とする。その際の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

※最近事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年2月29日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は0.2株、提出日の前月末現在は2,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみに行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割、株式無償割当てまたは併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割、株式無償割当てまたは併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

3. 2019年11月14日開催の取締役会決議により、2019年12月1日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
4. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社従業員13名となっております。

第2回新株予約権（2015年12月7日開催の臨時株主総会及び取締役会）

決議年月日	2015年12月7日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員7（注）4
新株予約権の数（個） ※	2（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式0.4 [4,000] (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	2,050,000 [205] (注) 2、3
新株予約権の行使期間 ※	2017年12月8日～2025年12月7日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 2,050,000[205] (注) 3 資本組入額 1,025,000[102.5]
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の割り当てを受けた者は、割当日以降、新株予約権の行使時までの間、継続して当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員であることを要する。ただし、当社の取締役会が承認した場合はこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	当社が組織再編行為をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対しては、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権を交付する事とする。その際の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

※ 最近事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年2月29日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は0.2株、提出日の前月末現在は2,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割、株式無償割当てまたは併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割、株式無償割当てまたは併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

3. 2019年11月14日開催の取締役会決議により、2019年12月1日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
4. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員1名となっております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2019年12月1日 (注)	11,998,800	12,000,000	—	60,000	—	—

(注) 株式分割(1:10,000)によるものであります。

(4)【所有者別状況】

2020年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状 況(株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	14	—	—	2	16	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	95,300	—	—	24,700	120,000	—
所有株式数 の割合 (%)	—	—	—	79.42	—	—	20.58	100	—

(注) 自己株式1,970,000株は「個人その他」の欄に19,700単元含まれております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年1月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,970,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式 (その他)	普通株式 10,030,000	100,300	同上
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	12,000,000	—	—
総株主の議決権	—	100,300	—

② 【自己株式等】

2020年1月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社アルマード	東京都中央区京橋 三丁目6番18号	1,970,000	—	1,970,000	16.42
計	—	1,970,000	—	1,970,000	16.42

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	197	—	1,970,000	—

(注) 2019年11月14日開催の取締役会決議により、2019年12月1日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っております。そのため、最近期間における保有自己株式数は、当該株式分割による分割後の株式数を記載しております。

3 【配当政策】

当社の利益配分につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保に意を用いつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、配当を検討することを基本方針としております。

第18期事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、2018年6月25日に開催された定時株主総会の決議により、1株当たり452,000円(注)(配当総額453,356,000円)の配当を実施いたしました。

第19期事業年度の配当につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための必要な内部留保を確保するため、配当を実施しておりません。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える企画開発体制を強化し、さらには、「アルマード」「卵殻膜」「Ⅲ型コラーゲン」の認知度向上、ブランドイメージの確立のために有効投資してまいりたいと考えております。

当社の剰余金の配当は、毎年3月31日を基準日とした期末配当の年1回を基本的な方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、会社法第454条第5項の規定により、毎年9月30日を基準日とした中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。その他、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

(注) 2019年2019年12月1日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っておりますが、1株当たり配当額は当該株式分割前の内容を記載しております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

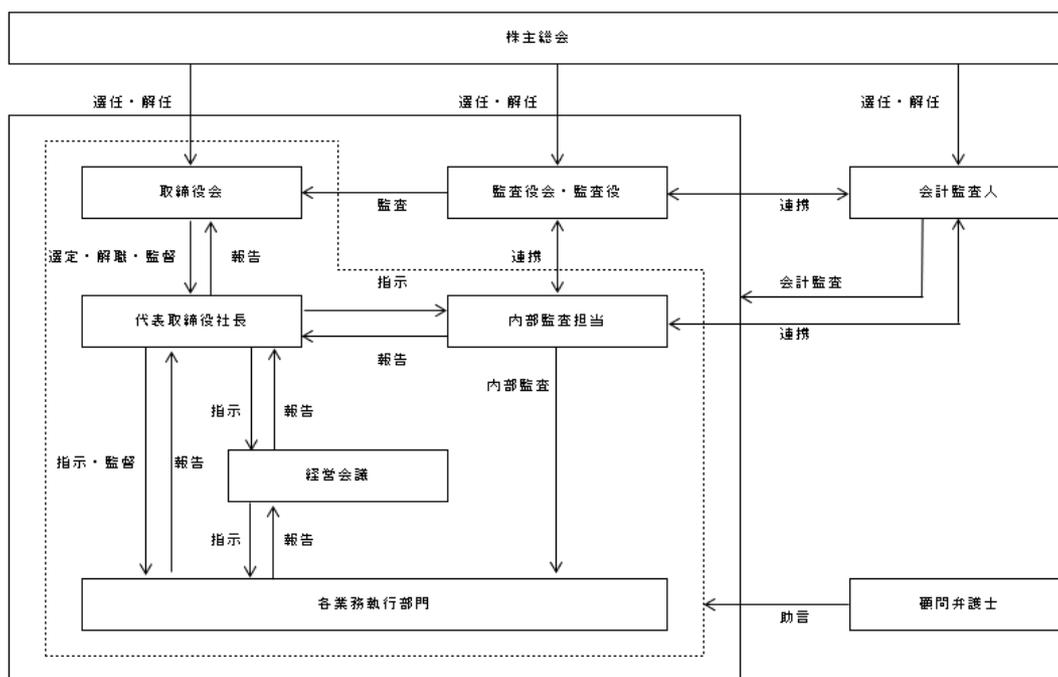
①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、迅速な経営判断と経営チェック機能の充実に重要課題としております。また、公正かつ正確な情報開示に努め、経営の透明性を高め、現在の株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など、法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ. 企業統治の体制の概要

当社は、会社の機関として、取締役会及び監査役会を設置しております。会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。



当社の取締役会、監査役会及び経営会議は、以下のメンバーで構成されております。（◎は議長を表す。）

役職名	氏名	取締役会	監査役会	経営会議
代表取締役社長	荒西 俊和	◎		◎
常務取締役	保科 史朗	○		○
取締役	長谷部 裕二	○		○
取締役	蕨 博雅	○		○
社外取締役	大和田 寛行	○		
社外監査役	上條 富次生	○	◎	※○
社外監査役	横井 貴	○	○	
社外監査役	石井 絵梨子	○	○	
管理部長	小形 真	※○		○
総合企画室長	松本 直人	※○		○

※オブザーバーとして出席しております。

(取締役会)

取締役会は取締役5名（うち社外取締役1名）で構成しております。原則毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制となっております。取締役会では、法令・定款で定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

(監査役会)

監査役会は3名（常勤1名、非常勤2名）で構成されており、3名が社外監査役であります。監査役会を毎月1回開催する他、各監査役は取締役会やその他重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監視しております。監査役は、内部監査担当者及び会計監査人と相互に連携しており、監査役は代表取締役社長との情報交換を随時行い、意見できる環境になっております。また、監査役と会計監査人との間で必要に応じて監査報告会

を開催しており、常勤監査役は内部監査担当者とともに、定期的実施される内部監査に同行するなど連携を図り、必要に応じて連絡・報告等を行っております。

(経営会議)

経営会議は、常勤取締役、全本部長、室長及び部長で構成され、原則として月1回開催し、業務及び当期予算の進捗状況の報告、その他経営に関する重要事項の報告・審議を行っております。

ロ. 当該体制を採用する理由

当社は、当社事業を精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するのに有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。当社は、会社の機関として株主総会、取締役会及び監査役会を設置し、さらに、より機動的かつ効率的な業務運営を行うため経営会議を設けております。

③企業統治に関するその他の事項

(内部統制システムの整備の状況)

当社は、2018年8月20日開催の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。当該方針で定めた体制及び事項は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
 - ②取締役は、毎月1回開催する定時取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
 - ③「基本行動理念」を定め、取締役及び使用人の企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。
 - ④取締役及び使用人に対し、「コンプライアンス規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。
 - ⑤「企業倫理ホットライン運用細則」を適切に運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。
 - ⑥金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
 - ⑦使用人に対し、必要な研修を定期的実施する。また、関連する法規の制定及び改正、会社及び他社で重大な不祥事又は事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①情報資産を保護し正確かつ安全に取扱うために定めた「情報システム管理規程」、「機密管理規程」及び「文書取扱規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。
 - ②「文書取扱規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、計算書類、議案書、契約書及びその他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、管理部がリスク管理の主管部門として、「リスク管理規程」に基づき、リスクに関わる情報を集約し、リスクの発生防止に関わる各部署が行う諸活動を管理する。
 - ②大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が必要である場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、速やかに措置を講ずる。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①「職務権限規程」及び「組織分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、「職務権限基準表」に基づき、チェック機能を備えた上での迅速かつ効率的な意思決定を実現する。
 - ②「予算管理規程」に基づき、予算及び予算の達成状況のレビューを定期的に行い、必要に応じて予算の修正を行う。
 - ③組織目標の明確な付与を通して、経営効率の向上に努める。
 - ④常勤取締役、全本部長、室長及び部長を構成員とする経営会議を設置し、業務及び当期予算の進捗状況の報告、その他経営に関する重要事項の報告・審議を行う。

- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役から、監査役の職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合には、監査役と協議の上、管理企画部門に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該補助に当たらせる。
 - ② 補助使用人が監査役の職務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。
 - ③ 補助使用人の人事異動及び考課並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査役の同意を得るものとする。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには速やかに監査役に報告する。
 - ② 監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
 - ③ 監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めると及び必要な書類の閲覧を行うことができる。
- (7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席する。
 - ② 監査役は、代表取締役社長、取締役、内部監査担当者及び会計監査人と必要に応じて意見交換を実施する。
- (8) 反社会的勢力排除のための体制
- ① 当社は、反社会的勢力に対し毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たない。
 - ② 反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応するものとする。

(リスク管理体制の整備の状況)

当社では、市場、情報セキュリティ、環境、労務、製品の品質・安全等様々な事業運営上のリスクについて、リスク管理規程を制定し、代表取締役社長を委員長とする社内横断的なリスク管理委員会を設置してリスク管理を行うこととしております。

リスク管理委員会は、常勤取締役、全本部長、室長及び部長で構成し、当社運営に関する全社的・総括的なリスク管理の報告及び対応策検討の場と位置付けております。各部門長は担当部門のリスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスク管理を行うとともに、不測の事態が生じた場合にはリスク管理委員会へ報告することとなっております。また企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとることを周知徹底しております。

④責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

⑤取締役の定数

当社の取締役は9名以内とする旨定款に定めております。

⑥取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑦取締役会で決議できる株主総会決議事項

・中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

・自己株式の取得

当社は、企業環境の変化に応じた機動的な経営を可能にするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己株式の取得を行うことができる旨を定款に定めております。

・取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

⑧株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは株主総会における定足数を緩和させることにより、株主総会の円滑な運営を行うためであります。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	荒西 俊和	1976年9月10日	2000年9月 株式会社野村総合研究所入社 2005年10月 株式会社日本能率協会コンサルティング入社 2006年6月 株式会社電通イーマーケティングワン (現株式会社 電通コンサルティング) 入社 2010年4月 株式会社電通コンサルティングへ転籍 2012年9月 レッドホース株式会社 (現レッドホースコーポレー ション株式会社) 入社 2013年1月 RHトラベラー株式会社入社 常務執行役員 経営戦略室長 2015年7月 株式会社ジェネックスパートナーズ入社 2016年4月 フロントティア・ターンアラウンド株式会社入社 2017年4月 フロントティア・マネジメント株式会社へ転籍 2017年9月 当社代表取締役社長就任 (現任)	(注) 3	—
常務取締役 兼 営業管掌	保科 史朗	1962年2月16日	1985年4月 野村証券株式会社入社 2014年12月 当社入社 経営企画部長 2015年1月 当社常務取締役就任 (現任)	(注) 3	—
取締役 兼 開発・製造管掌	長谷部 裕二	1960年5月28日	1984年4月 TCIオペレーションセンター株式会社入社 1986年4月 米国法人TAC HOLIDAYS, Inc 入社 1986年4月 ニュートンドツアーズ株式会社入社 1989年4月 日本機工株式会社入社 1993年1月 同社 取締役就任 2000年10月 トキヨ精機株式会社入社 2003年7月 同社 取締役就任 2006年5月 当社入社 商品部部長 2015年3月 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	—
取締役 兼 管理企画管掌	巖 博雅	1982年9月14日	2006年12月 あらた監査法人 (現PwCあらた有限責任監査法人) 入所 2014年3月 デロイトトーマツコンサルティング合同会社入社 2016年1月 岡三証券株式会社入社 2018年8月 当社入社 2018年9月 当社総合企画室長 2019年6月 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	—
取締役	大和田 寛行	1976年4月10日	1999年4月 アメリカンファミリー生命保険会社 (現アフラック 生命保険株式会社) 入社 2002年10月 中央青山監査法人入所 2006年6月 あらた監査法人 (現PwCあらた有限責任監査法人) 入所 2007年7月 野村証券株式会社入社 2009年4月 大和田公認会計士事務所代表 (現任) 2014年11月 株式会社Stand by C 取締役 (現任) 2015年1月 キャナルウエストコンサルティング合同会社 代表 社員 (現任) 2019年6月 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	上條 富次生	1954年5月21日	1974年4月 スバル信州株式会社入社 1989年11月 株式会社パルコ入社 2006年5月 株式会社バンテック入社 2012年7月 株式会社日立物流バンテックフォワードイング入社 2014年10月 ポート株式会社 常勤監査役就任 2015年7月 株式会社リアライズ 常勤監査役就任 2016年4月 株式会社カスタマーズディライト 常勤監査役就任 2016年4月 株式会社イーストアプランニング 非常勤監査役就任 2018年6月 当社監査役就任(現任)	(注) 4	—
監査役	横井 貴	1973年11月20日	1996年4月 富士通株式会社入社 1999年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2006年9月 株式会社KPMG FAS入社 2011年10月 金融庁検査局に特定任期付職員として入庁 2015年9月 株式会社エイチ・フィナンシャルアドバイザー代表取締役就任(現任) 2016年3月 税理士法人エイチ 社員就任 2018年10月 税理士法人エイチ 代表社員就任(現任) 2019年3月 合同会社すぎなみ企画 社員就任(現任) 2019年6月 当社監査役就任(現任)	(注) 4	—
監査役	石井 絵梨子	1981年1月3日	2004年10月 弁護士登録 2004年10月 森・濱田松本法律事務所入所 2007年12月 金融庁総務企画局企業開示課専門官(出向) 2011年2月 NY州弁護士登録 2016年7月 新幸総合法律事務所パートナー就任(現任) 2018年6月 株式会社ソフィアホールディングス社外取締役就任(現任) 2018年12月 株式会社スマートドライブ社外監査役就任(現任) 2019年1月 株式会社日本クラウドキャピタル社外監査役就任(現任) 2019年5月 カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人監督役員就任(現任) 2019年6月 当社監査役就任(現任) 2019年7月 株式会社LIFE CREATE監査役就任(現任)	(注) 4	—
計					—

- (注) 1. 取締役大和田寛行は、社外取締役であります。
2. 監査役上條富次生、横井貴及び石井絵梨子は、社外監査役であります。
3. 2019年11月28日開催の臨時株主総会終結の時から2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2019年11月28日開催の臨時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

②社外役員の状況

本書提出日現在において、当社は社外取締役を1名、社外監査役を3名選任しております。

社外取締役大和田寛行は、公認会計士・税理士として財務会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、かかる知識・経験に基づいた当社経営に対する監督及び意見を期待しております。なお、本書提出日現在、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役上條富次生は、管理実務及び監査役監査に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、かかる知識・経験に基づいた当社経営に対する監督及び意見を期待しております。なお、本書提出日現在、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役横井貴は、公認会計士・税理士として財務会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、かかる知識・経験に基づいた当社経営に対する監督及び意見を期待しております。なお、本書提出日現在、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役石井絵梨子は、弁護士として企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、かかる知識・経験に基づいた当社経営に対する監督及び意見を期待しております。なお、本書提出日現在、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任に当たっては、会社法及び株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

③社外取締役及び社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会を通じて内部監査の状況を把握し、社外監査役は、取締役会及び監査役会を通じて監査役監査、会計監査及び内部監査の報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより監査の実効性を高めております。

社外取締役及び社外監査役は、取締役会を通じ内部統制部門からの報告を受けて連携しております。

(3) 【監査の状況】

①監査役監査の状況

当社の監査役会は、社外監査役3名で構成し、各監査役同士で役割分担を定め、それぞれ独立した立場で監査を行い、その結果を監査役会にて協議する形式をとっております。常勤監査役は、社内の重要な会議に出席し、定期的に取り締役及び使用人からヒアリングする機会を確保する等、公正な監査を行う体制を整えております。一方で、取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行っております。

なお、監査役横井 貴は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

②内部監査の状況

当社は独立した内部監査室を設置しておりませんが、代表取締役社長直属の内部監査担当3名（うち2名が取締役兼務）を配置し、年度監査計画に基づき、当社の全部門を対象として内部監査を実施しております。内部監査人は監査終了後、監査報告書を作成し代表取締役社長に提出、改善を要する事項につき社長名による改善指示書を被監査部門に通知し、改善状況について必要に応じてフォローアップ監査を実施しております。

また、内部監査担当は効率的な監査を実施するために会計監査人及び監査役会との間で、相互の監査計画の交換ならびにその説明・報告を行い、業務の効率性(財務報告の適正性を含む)の状況、会社法及び金融商品取引法上の内部統制への対応等について連携して監査を実施しております。

③会計監査の状況

当社はEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、同監査法人の監査を受けております。同監査法人及び同監査法人の業務執行社員と当社に特別な利害関係はありません。

a. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 神山 宗武

指定有限責任社員 業務執行社員 白取 一仁

(注) 継続監査年数については、7年以内であるため、記載を省略しております。

b. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名

その他 2名

c. 監査法人の選定方針と理由

当社における監査法人の選定方針と理由は、当社との利害関係の有無、職業的専門家としての専門能力、審査体制及び独立性の保持を含む品質管理、監査報酬等の検討を総合的にを行い、選定しております。

d. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人に対して、事前の監査計画、監査方法、監査時間及び監査実施体制の妥当性を評価基準として、評価を行っております。なお、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人につきましては、会計監査人としての独立性及び専門性を有し、当社の事業を理解し、監査の品質確保が可能であると判断しております。

④監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
7,500	—	14,000	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク (Ernst & Young) に属する組織に対する報酬 (a. を除く)

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関する方針について、当社では特段の定めを設けておりませんが、監査内容及び監査日数等を勘案し、監査法人と協議の上、適正と判断される報酬額を監査役会の同意を得た上で決定する方針です。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当監査役会は、会計監査人の監査計画を確認のうえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

①役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、取締役の報酬等は、2014年6月18日開催の定時株主総会で取締役6名の報酬総額を決議しております。株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会にて各取締役の支給額が決定されますが、取締役会が代表取締役社長にその決定を一任することもあります。なお、本決議日時点の取締役の員数は6名、監査役の員数は1名であります。

監査役の報酬等は、2019年6月27日開催の定時株主総会で監査役3名の報酬総額を決議しており、報酬総額の範囲内において、監査役会にて決定しております。なお、本決議日時点の取締役の員数は6名、監査役の員数は2名であります。

当事業年度における役員報酬等の額の決定にあたり、2019年11月28日開催の取締役会において、各取締役の個別報酬の支給額を代表取締役社長に一任しております。

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	50,790	50,790	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	4,050	4,050	—	—	5

③提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有の状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、もっぱら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式に、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）及び当事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、経理・財務等に関するセミナーに参加するとともに、社内規程やマニュアルを整備し随時更新を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,010,260	589,273
受取手形	471,290	289,695
売掛金	214,041	298,799
商品	300,681	452,129
貯蔵品	115,177	194,378
前払費用	20,728	38,221
未収還付消費税等	—	16,468
その他	384	67
流動資産合計	2,132,565	1,879,033
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	9,788	4,962
車両運搬具（純額）	7,043	—
工具、器具及び備品（純額）	36,536	39,713
リース資産（純額）	2,079	1,039
有形固定資産合計	※ 55,447	※ 45,715
無形固定資産		
特許権	12,837	9,984
商標権	2,377	2,127
ソフトウェア	24,566	26,854
無形固定資産合計	39,781	38,966
投資その他の資産		
破産更生債権等	—	1,073
長期前払費用	437	—
繰延税金資産	54,668	70,090
差入保証金	10,267	10,268
敷金	15,525	12,849
その他	317	10
貸倒引当金	—	△1,073
投資その他の資産合計	81,215	93,218
固定資産合計	176,444	177,900
資産合計	2,309,009	2,056,933

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	133,777	120,044
1年内返済予定の長期借入金	60,000	60,000
リース債務	1,150	1,193
未払金	136,645	155,499
未払費用	41,241	14,683
未払法人税等	81,091	85,391
未払消費税等	52,672	—
預り金	1,794	2,002
賞与引当金	9,943	14,944
ポイント引当金	8,104	6,021
その他	—	10
流動負債合計	526,420	459,792
固定負債		
長期借入金	340,000	280,000
リース債務	1,193	—
退職給付引当金	16,650	19,530
その他	7,445	—
固定負債合計	365,288	299,530
負債合計	891,709	759,322
純資産の部		
株主資本		
資本金	60,000	60,000
利益剰余金		
利益準備金	1,000	15,000
その他利益剰余金		
別途積立金	110,000	110,000
繰越利益剰余金	1,640,300	1,506,611
利益剰余金合計	1,751,300	1,631,611
自己株式	△394,000	△394,000
株主資本合計	1,417,300	1,297,611
純資産合計	1,417,300	1,297,611
負債純資産合計	2,309,009	2,056,933

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2019年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	372,527
受取手形	423,022
売掛金	942,713
商品	686,260
貯蔵品	285,836
前払費用	62,970
その他	0
貸倒引当金	△828
流動資産合計	2,772,502
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	24,531
工具、器具及び備品（純額）	42,095
リース資産（純額）	259
有形固定資産合計	66,887
無形固定資産	
特許権	7,845
商標権	1,939
ソフトウェア	30,550
無形固定資産合計	40,335
投資その他の資産	
繰延税金資産	67,157
差入保証金	10,269
敷金	10,989
その他	10
投資その他の資産合計	88,425
固定資産合計	195,648
資産合計	2,968,150

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2019年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	313,447
短期借入金	120,000
1年内返済予定の長期借入金	40,000
リース債務	302
未払金	192,256
未払費用	29,629
未払法人税等	225,916
未払消費税等	43,491
預り金	4,511
賞与引当金	9,536
ポイント引当金	4,829
その他	10
流動負債合計	983,931
固定負債	
長期借入金	100,000
退職給付引当金	21,757
固定負債合計	121,757
負債合計	1,105,689
純資産の部	
株主資本	
資本金	60,000
利益剰余金	2,196,461
自己株式	△394,000
株主資本合計	1,862,461
純資産合計	1,862,461
負債純資産合計	2,968,150

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	2,753,920	3,788,675
売上原価	※1 1,304,938	※1 1,644,124
売上総利益	1,448,982	2,144,550
販売費及び一般管理費	※2,※3 877,155	※2,※3 1,685,062
営業利益	571,826	459,488
営業外収益		
受取利息	5	8
保険解約返戻金	2,862	—
受取補償金	452	—
雑収入	315	12
営業外収益合計	3,635	21
営業外費用		
支払利息	1,683	2,659
為替差損	62	3
保険解約損	1,290	—
貯蔵品廃棄損	9,448	—
雑損失	157	92
営業外費用合計	12,643	2,755
経常利益	562,819	456,754
特別利益		
固定資産売却益	※4 1,306	※4 1,180
特別利益合計	1,306	1,180
特別損失		
役員退職慰労金	260,400	—
特別損失合計	260,400	—
税引前当期純利益	303,725	457,934
法人税、住民税及び事業税	111,733	139,688
法人税等調整額	△13,070	△15,421
法人税等合計	98,662	124,267
当期純利益	205,063	333,667

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 期首商品棚卸高	※	527,110	40.4	468,322	28.5
II 当期商品仕入高		1,236,246	94.7	1,951,817	118.7
III 他勘定振替高		62,030	△4.8	110,588	△6.7
IV 期末商品棚卸高		468,322	△35.9	770,935	△46.9
商品売上原価		1,233,003	94.5	1,538,616	93.6
V 支払ロイヤリティ		3,647	0.3	—	—
VI 商品評価損		43,124	3.3	64,965	4.0
VII 商品廃棄損		25,162	1.9	40,542	2.5
当期売上原価		1,304,938	100.0	1,644,124	100.0

※ 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
販売促進費 (千円)	29,882	63,690
商品廃棄損 (千円)	25,162	40,542
広告宣伝費 (千円)	6,817	5,474
その他 (千円)	169	881
合計 (千円)	62,030	110,588

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
売上高	4,506,914
売上原価	1,693,277
売上総利益	2,813,637
販売費及び一般管理費	1,947,998
営業利益	865,639
営業外収益	
受取利息	3
受取補償金	235
還付加算金	80
雑収入	42
営業外収益合計	362
営業外費用	
支払利息	1,655
固定資産除却損	801
営業外費用合計	2,457
経常利益	863,543
税引前四半期純利益	863,543
法人税、住民税及び事業税	295,760
法人税等調整額	2,933
法人税等合計	298,693
四半期純利益	564,850

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
			別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	60,000	1,000	110,000	1,435,237	1,546,237
当期変動額					
当期純利益				205,063	205,063
自己株式の処分					
当期変動額合計	—	—	—	205,063	205,063
当期末残高	60,000	1,000	110,000	1,640,300	1,751,300

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△898,000	708,237	708,237
当期変動額			
当期純利益		205,063	205,063
自己株式の処分	504,000	504,000	504,000
当期変動額合計	504,000	709,063	709,063
当期末残高	△394,000	1,417,300	1,417,300

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
			別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	60,000	1,000	110,000	1,640,300	1,751,300
当期変動額					
剰余金の配当				△453,356	△453,356
利益準備金の積立		14,000		△14,000	—
当期純利益				333,667	333,667
当期変動額合計	—	14,000	—	△133,688	△119,688
当期末残高	60,000	15,000	110,000	1,506,611	1,631,611

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△394,000	1,417,300	1,417,300
当期変動額			
剰余金の配当		△453,356	△453,356
利益準備金の積立		—	—
当期純利益		333,667	333,667
当期変動額合計	—	△119,688	△119,688
当期末残高	△394,000	1,297,611	1,297,611

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	303,725	457,934
減価償却費	23,581	25,444
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△5,011	5,001
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	1,145	△2,082
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	2,960	2,880
受取利息	△5	△8
支払利息	1,683	2,659
有形固定資産除却損	157	-
有形固定資産売却損益 (△は益)	△1,306	△1,180
保険解約返戻金	△2,862	-
役員退職慰労金	260,400	-
売上債権の増減額 (△は増加)	△425,976	96,838
たな卸資産の増減額 (△は増加)	110,527	△230,648
前払費用の増減額 (△は増加)	△12,378	△17,748
仕入債務の増減額 (△は減少)	△61,395	△13,733
未払金の増減額 (△は減少)	73,041	24,674
未払費用の増減額 (△は減少)	19,984	△26,556
未払消費税等の増減額 (△は減少)	43,635	△52,672
その他	2,843	△15,592
小計	334,749	255,208
利息の受取額	5	7
利息の支払額	△1,464	△2,661
役員退職慰労金の支払額	△260,400	-
法人税等の支払額	△80,979	△135,388
営業活動によるキャッシュ・フロー	△8,088	117,166
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△30,000	△22,500
定期預金の払戻による収入	10,000	45,000
有形固定資産の取得による支出	△5,929	△19,258
有形固定資産の売却による収入	2,613	7,129
無形固定資産の取得による支出	△19,089	△11,906
保険積立金の積立による支出	△255	-
保険積立金の解約による収入	8,754	-
その他	△179	387
投資活動によるキャッシュ・フロー	△34,085	△1,147
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	400,000	-
長期借入金の返済による支出	△145,000	△60,000
自己株式の処分による収入	504,000	-
リース債務の支払による支出	△3,177	△1,150
配当金の支払額	-	△453,356
財務活動によるキャッシュ・フロー	755,822	△514,506
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	713,648	△398,487
現金及び現金同等物の期首残高	274,112	987,760
現金及び現金同等物の期末残高	※ 987,760	※ 589,273

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～18年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	2年～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数は、社内における利用可能期間(5年)によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに関する資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、支給見込額に基づき計上しております。

(3) ポイント引当金

販売促進を目的としたポイント制度に基づき付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれるポイントに対してその費用負担額をポイント引当金として計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～18年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	2年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数は、社内における利用可能期間（5年）によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに関する資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、支給見込額に基づき計上しております。

(3) ポイント引当金

販売促進を目的としたポイント制度に基づき付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれるポイントに対してその費用負担額をポイント引当金として計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

ております。この表示方法の変更を反映させるため、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」45,899千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」54,668千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」45,899千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」54,668千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
有形固定資産	61,057千円	50,849千円

(損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
	43,124千円	64,965千円

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度53.76%、当事業年度70.32%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度46.24%、当事業年度29.68%であります。
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
広告宣伝費	162,340千円	641,188千円
賞与引当金繰入額	31,098	28,576
減価償却費	18,471	22,249

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
	80,747千円	96,466千円

※4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
リース資産	1,306千円	-千円
車両運搬具	-	1,180

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,200	—	—	1,200
合計	1,200	—	—	1,200
自己株式				
普通株式(注)	449	—	252	197
合計	449	—	252	197

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少252株は、第三者割当による自己株式の処分によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月25日 定時株主総会	普通株式	453,356	利益剰余金	452,000	2018年3月31日	2018年6月29日

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,200	—	—	1,200
合計	1,200	—	—	1,200
自己株式				
普通株式	197	—	—	197
合計	197	—	—	197

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月25日 定時株主総会	普通株式	453,356	452,000	2018年3月31日	2018年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金勘定	1,010,260千円	589,273千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△22,500	-
現金及び現金同等物	987,760	589,273

(リース取引関係)

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

主として、本社事務所における、印刷機及びコンピュータ端末機（「工具、器具及び備品」）であります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

主として、本社事務所における、印刷機及びコンピュータ端末機（「工具、器具及び備品」）であります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は短期的な預金で運用し、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で8年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、管理部が債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,010,260	1,010,260	—
(2) 受取手形	471,290	471,290	—
(3) 売掛金	214,041	214,041	—
資産計	1,695,592	1,695,592	—
(1) 買掛金	133,777	133,777	—
(2) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	400,000	399,768	△231
(3) リース債務 (1年内返済予定を含む)	2,344	2,293	△50
(4) 未払金	136,645	136,645	—
(5) 未払費用	41,241	41,241	—
(6) 未払法人税等	81,091	81,091	—
(7) 未払消費税等	52,672	52,672	—
(8) 預り金	1,794	1,794	—
負債計	849,567	849,285	△281

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 買掛金、(4) 未払金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等、(7) 未払消費税等、(8) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (2) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)、(3) リース債務 (1年内返済予定を含む)

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,010,260	—	—	—
受取手形	471,290	—	—	—
売掛金	214,041	—	—	—
合計	1,695,592	—	—	—

3. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	100,000
リース債務	1,150	1,193	—	—	—	—
合計	61,150	61,193	60,000	60,000	60,000	100,000

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は短期的な預金で運用し、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で7年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、管理部が債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	589,273	589,273	—
(2) 受取手形	289,695	289,695	—
(3) 売掛金	298,799	298,799	—
(4) 未収還付消費税等	16,468	16,468	—
資産計	1,194,236	1,194,236	—
(1) 買掛金	120,044	120,044	—
(2) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	340,000	339,559	△440
(3) リース債務 (流動負債)	1,193	1,169	△23
(4) 未払金	155,499	155,499	—
(5) 未払費用	14,683	14,683	—
(6) 未払法人税等	85,391	85,391	—
(7) 預り金	2,002	2,002	—
負債計	718,815	718,351	△464

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 未収還付消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 買掛金、(4) 未払金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等、(7) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (2) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)、(3) リース債務 (流動負債)

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	589,273	—	—	—
受取手形	289,695	—	—	—
売掛金	298,799	—	—	—
合計	1,177,767	—	—	—

3. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	60,000	60,000	60,000	60,000	20,000	80,000
リース債務	1,193	—	—	—	—	—
合計	61,193	60,000	60,000	60,000	20,000	80,000

(有価証券関係)

前事業年度（2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2019年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
退職給付債務の期首残高	13,690千円
退職給付費用	3,090
退職給付の支払額	△130
退職給付引当金の期末残高	16,650

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	当事業年度 (2018年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	16,650千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	16,650
退職給付引当金	16,650
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	16,650

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 当事業年度3,090千円

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	16,650千円
退職給付費用	4,130
退職給付の支払額	△1,250
退職給付引当金の期末残高	19,530

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	当事業年度 (2019年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	19,530千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	19,530
退職給付引当金	19,530
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	19,530

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 当事業年度 4,130千円

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社従業員24名	当社従業員7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 910,000株	普通株式 50,000株
付与日	2015年3月24日	2015年12月8日
権利確定条件	新株予約権の割り当てを受けた者は、割当日以降、新株予約権の行使時までの間、継続して当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員であることを要する。ただし、当社の取締役会が承認した場合はこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。	新株予約権の割り当てを受けた者は、割当日以降、新株予約権の行使時までの間、継続して当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員であることを要する。ただし、当社の取締役会が承認した場合はこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年3月24日から 2025年3月23日まで	2017年12月8日から 2025年12月7日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2019年12月1日付株式分割(普通株式1株につき10,000株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2018年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	616,000	4,000
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	306,000	—
未行使残	310,000	4,000

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2019年12月1日付株式分割（普通株式1株につき10,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (注) (円)	205	205
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2019年12月1日付株式分割（普通株式1株につき10,000株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。

また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる会社の株式の評価方法は、類似業種比準価額法により算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 ー円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 ー円

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社従業員24名	当社従業員7名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 910,000株	普通株式 50,000株
付与日	2015年3月24日	2015年12月8日
権利確定条件	<p>新株予約権の割り当てを受けた者は、割当日以降、新株予約権の行使時までの間、継続して当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員であることを要する。ただし、当社の取締役会が承認した場合はこの限りではない。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の割り当てを受けた者は、割当日以降、新株予約権の行使時までの間、継続して当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員であることを要する。ただし、当社の取締役会が承認した場合はこの限りではない。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年3月24日から 2025年3月23日まで	2017年12月8日から 2025年12月7日まで

（注）株式数に換算して記載しております。なお、2019年12月1日付株式分割（普通株式1株につき10,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2019年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	310,000	4,000
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	310,000	4,000

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2019年12月1日付株式分割（普通株式1株につき10,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (注) (円)	205	205
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2019年12月1日付株式分割(普通株式1株につき10,000株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。

また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる会社の株式の評価方法は、類似業種比準価額法により算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 ー円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 ー円

(税効果会計関係)

前事業年度 (2018年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2018年3月31日)
繰延税金資産	
商品評価損	22,257千円
未払金	13,185
未払事業税	7,883
賞与引当金	3,955
ポイント引当金	2,803
敷金	2,824
退職給付引当金	5,759
その他	185
繰延税金資産小計	58,853
評価性引当額	-
繰延税金資産合計	58,853
繰延税金負債	
前払費用	△4,185
繰延税金負債合計	△4,185
繰延税金資産の純額	54,668

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2018年3月31日)
法定実効税率	34.59%
(調整)	
加算金、延滞金等	0.02
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.12
税額控除	△2.75
その他	0.50
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.48

当事業年度（2019年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産	
賞与引当金	5,944千円
ポイント引当金	2,082
商品評価損	44,729
敷金	3,682
未払金	690
未払事業税	10,397
退職給付引当金	6,755
その他	2,293
繰延税金資産小計	76,575
評価性引当額	-
繰延税金資産合計	76,575
繰延税金負債	
前払費用	△6,485
繰延税金負債合計	△6,485
繰延税金資産の純額	70,090

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	34.59%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.25
均等割	0.06
税額控除	△5.98
その他	△1.78
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.14

(持分法損益等)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

当社、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

当社は、卵殻膜ヘルスケア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社は、卵殻膜ヘルスケア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株QVCジャパン	1,434,812
株オージオ	819,736

(注) 当社は卵殻膜ヘルスケア事業の単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株QVCジャパン	1,445,047
株オージオ	1,285,338

(注) 当社は卵殻膜ヘルスケア事業の単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	㈱ディノス・セシール	東京都中野区	100,000	小売業	(被所有) 直接 20.04	製品の販売 役員の兼任	製品の販売	92,021	—	—

提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	長谷部由紀夫	—	—	当社元会長	(被所有) 直接 14.86 間接 15.95	当社の株主	知的財産の譲受	20,000	—	—

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 2017年9月に実施された株式譲渡に伴い、㈱ディノス・セシールは、主要株主から外れ、関連当事者に該当しないこととなりました。このため、㈱ディノス・セシールとの取引金額は関連当事者であった期間における取引金額を、また、該当しなくなったため期末残高は省略しております。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 製品の販売価額については一般取引価額と同等としております。
- (2) 知的財産の譲受については第三者評価額に基づいております。
4. 長谷部由紀夫氏は当社取締役長谷部裕二の近親者であります。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

関連当事者との取引

提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	長谷部由紀夫	—	—	当社元会長	(被所有) 間接 12.28	当社の株主	顧問報酬	15,000	—	—

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
業務の内容を勘案し、両者が協議して決定した契約に基づいて金額を決定しております。
3. 長谷部由紀夫氏は当社取締役長谷部裕二の近親者であります。

(1株当たり情報)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
1株当たり純資産額	141.31円
1株当たり当期純利益金額	23.37円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、2019年11月14日開催の取締役会決議により、2019年12月1日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
当期純利益金額(千円)	205,063
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	205,063
普通株式の期中平均株式数(株)	8,774,959
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類 (新株予約権の数157個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	129.37円
1株当たり当期純利益金額	33.27円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、2019年11月14日開催の取締役会決議により、2019年12月1日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益金額（千円）	333,667
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	333,667
普通株式の期中平均株式数（株）	10,030,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類 (新株予約権の数157個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社は、2019年11月28日開催の臨時株主総会決議により、単元株制度の採用及び発行可能株式総数を4,800株に変更する旨の定款変更を行っております。また、2019年11月14日開催の取締役会決議に基づき、2019年12月1日付をもって株式分割を行っております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2019年11月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき10,000株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,200株
今回の分割により増加する株式数	11,998,800株
株式分割後の発行済株式総数	12,000,000株
株式分割後の発行可能株式総数	48,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2019年12月1日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間
(自 2019年4月1日
至 2019年12月31日)

減価償却費

21,461千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

当社は、卵殻膜ヘルスケア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	56.32円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	564,850
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	564,850
普通株式の期中平均株式数(株)	10,030,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、2019年11月14日開催の取締役会決議により、2019年12月1日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高 (千円)
有形固定資産							
建物	23,734	—	—	23,734	18,771	4,826	4,962
車両運搬具	22,788	—	22,788	—	—	1,563	—
工具、器具及び備品	65,823	5,993	3,145	68,671	28,958	2,812	39,713
リース資産	4,159	—	—	4,159	3,119	1,039	1,039
有形固定資産計	116,505	5,993	25,934	96,564	50,849	10,242	45,715
無形固定資産							
特許権	14,264	—	—	14,264	4,279	2,852	9,984
商標権	2,502	—	—	2,502	375	250	2,127
ソフトウェア	79,058	11,906	—	90,965	64,111	9,618	26,854
無形固定資産計	95,825	11,906	—	107,732	68,765	12,721	38,966
長期前払費用	437	—	187	250	250	250	—

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品 サーバーの購入 5,457千円

ソフトウェア ソフトウェアの購入 11,906千円

(注) 2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

車両運搬具 社有車の売却 22,788千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	60,000	60,000	0.64	—
1年以内に返済予定のリース債務	1,150	1,193	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	340,000	280,000	0.64	2020年～2027年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,193	—	—	—
合計	402,343	341,193	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表上に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	60,000	60,000	60,000	20,000

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	—	1,073	—	—	1,073
賞与引当金	9,943	14,944	9,943	—	14,944
ポイント引当金	8,104	102,657	104,740	—	6,021

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
預金	
普通預金	589,273
合計	589,273

ロ. 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
(株)オージオ	289,695
合計	289,695

期日別内訳

期日別	金額 (千円)
2019年4月	139,276
5月	126,356
6月	24,061
7月	—
8月	—
9月	—
10月以降	—
合計	289,695

ハ. 売掛金
相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
(株)QVCジャパン	105,227
(株)ゼウス	79,724
(株)オージオ	31,370
(株)ツルハ	30,733
(株)ネットプロテクションズ	20,387
その他	31,357
合計	298,799

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
214,041	4,656,373	4,570,542	299,872	93.8	20.1

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

二. 商品

品目	金額 (千円)
健康食品	70,454
化粧品	504,807
その他	6,180
評価損	△129,312
合計	452,129

ホ. 貯蔵品

品目	金額 (千円)
卵殻膜粉 (原材料)	52,688
包装資材 (貯蔵品)	136,804
什器 (貯蔵品)	4,864
その他	20
合計	194,378

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
(株)グラセル	23,886
(株)エス・アイ・シー	21,678
(株)コスメナチュラルズ	12,750
東洋ビューティ(株)	12,490
日本ヘルス(株)	12,435
その他	36,802
合計	120,044

ロ. 未払金

相手先	金額 (千円)
(株)ピアラ	76,181
三井物産グローバルロジスティクス(株)	17,299
(株)マルイチ運輸	14,196
ソネット・メディア・トレーディング(株)	7,325
東京リスマチック(株)	4,334
その他	36,162
合計	155,499

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日までの1年
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店(注)1 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店
買取手数料	無料 (注)2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.almado.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2017年 9月29日	株式会社ディ ノス・セン ール 代表取締役 石川 順一	東京都中野 区本町三丁 目46番2号	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	アント・ブリ ッジ4号A投 資事業有限責 任組合 無限 責任組合員 アント・キャ ピタル・パー トナーズ株式 会社 代表取締役 飯沼 良介	東京都千代 田区丸の内 一丁目2番 1号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	201	402,000,000 (2,000,000) (注) 4	移動後所有 者の取得希 望に移動前 所有者が応 じたため。
2017年 9月29日	株式会社DA LMA 代表取締役 山口 茂春	東京都大田 区西六郷三 丁目22番6 号	特別利害関係 者等(大株主 上位10名、役 員等により総 株主等の議決 権の過半数が 所有されてい る会社)	アント・ブリ ッジ4号A投 資事業有限責 任組合 無限 責任組合員 アント・キャ ピタル・パー トナーズ株式 会社 代表取締役 飯沼 良介	東京都千代 田区丸の内 一丁目2番 1号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	46	92,000,000 (2,000,000) (注) 4	移動後所有 者の取得希 望に移動前 所有者が応 じたため。
2017年 9月29日	長谷部 由紀 夫	東京都渋谷 区	特別利害関係 者等(大株主 上位10名、当 社の取締役)	アント・ブリ ッジ4号A投 資事業有限責 任組合 無限 責任組合員 アント・キャ ピタル・パー トナーズ株式 会社 代表取締役 飯沼 良介	東京都千代 田区丸の内 一丁目2番 1号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	149	298,000,000 (2,000,000) (注) 4	移動後所有 者の取得希 望に移動前 所有者が応 じたため。
2017年 9月29日	旭合同株式会 社 代表取締役 塩野 忠人	京都府京都市 南区上鳥 羽仏現寺町 29番地	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	アント・ブリ ッジ4号A投 資事業有限責 任組合 無限 責任組合員 アント・キャ ピタル・パー トナーズ株式 会社 代表取締役 飯沼 良介	東京都千代 田区丸の内 一丁目2番 1号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	9	18,000,000 (2,000,000) (注) 4	移動後所有 者の取得希 望に移動前 所有者が応 じたため。
2017年 9月29日	株式会社三葵 コーポレーシ ョン 代表取締役 伊藤 博行	愛知県岡崎 市大西二丁 目5番地1	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	アント・ブリ ッジ4号A投 資事業有限責 任組合 無限 責任組合員 アント・キャ ピタル・パー トナーズ株式 会社 代表取締役 飯沼 良介	東京都千代 田区丸の内 一丁目2番 1号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	9	18,000,000 (2,000,000) (注) 4	移動後所有 者の取得希 望に移動前 所有者が応 じたため。

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2017年 9月29日	株式会社グラセル 代表取締役 谷村 敏昭	大阪府茨木市宿久庄二丁目5番10号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	アント・ブリッジ4号A投資事業有限責任組合 無限責任組合員 アント・キャピタル・パートナーズ株式会社 代表取締役 飯沼 良介	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	9	18,000,000 (2,000,000) (注) 4	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため。
2017年 9月29日	株式会社ジャパンビューティプロダクツ 代表取締役 沖 浩司	東京都中央区銀座二丁目6番4号	-	アント・ブリッジ4号A投資事業有限責任組合 無限責任組合員 アント・キャピタル・パートナーズ株式会社 代表取締役 飯沼 良介	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	4	8,000,000 (2,000,000) (注) 4	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため。
2017年 9月29日	東洋ビューティ株式会社 代表取締役 岩瀬 健治	大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号	-	アント・ブリッジ4号A投資事業有限責任組合 無限責任組合員 アント・キャピタル・パートナーズ株式会社 代表取締役 飯沼 良介	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	4	8,000,000 (2,000,000) (注) 4	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため。
2017年 9月29日	日本ヘルス株式会社 代表取締役 小杉 豊	神奈川県横浜青葉区あざみ野南二丁目11番24号	-	アント・ブリッジ4号A投資事業有限責任組合 無限責任組合員 アント・キャピタル・パートナーズ株式会社 代表取締役 飯沼 良介	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	4	8,000,000 (2,000,000) (注) 4	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため。

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下、1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2017年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとしてしております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとしてしております。

また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとしております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合に

は、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表できるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社

4. 移動価格は、ディスカウントキャッシュフロー法等を基に当事者間の協議により決定した価格であります。

5. 2019年11月14日開催の取締役会決議により、2019年12月1日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式
発行（処分）年月日	2017年9月29日
種類	普通株式 (自己株式)
発行（処分）数	252株 (注) 4
発行（処分）価格	2,000,000円 (注) 2、4
資本組入額	－ (注) 3
発行（処分）価額の総額	504,000,000円
資本組入額の総額	－ (注) 3
発行（処分）方法	第三者割当の方法による 自己株式の処分
保有期間等に関する確約	－

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）に定める規則等並びにその期間については、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2019年3月31日であります。
2. 発行（処分）価格はディスカウントキャッシュフロー法等を基に、当事者間の協議により決定した価格であります。
 3. 自己株式の処分のため、資本組入額はありません。
 4. 2019年11月14日開催の取締役会決議により、2019年12月1日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っておりますが、上記「発行（処分）数」及び「発行（処分）価格」は当該株式分割前の「発行（処分）数」及び「発行（処分）価格」を記載しております。

2【取得者の概況】

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
アント・ブリッジ4号A投資事業有限責任組合 無限責任組合員 アント・キャピタル・パートナーズ株式会社 資本金 100,000千円 代表取締役 飯沼 良介	東京都千代田区丸の内 一丁目2番1号	投資事業組合	252	504,000,000 (2,000,000)	—

(注) 1. 2019年11月14日開催の取締役会決議により、2019年12月1日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

2. アント・ブリッジ4号A投資事業有限責任組合は、当該自己株式の処分による第三者割当により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
アント・ブリッジ4号A投資事業有限責任組合(注)5.	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	6,870,000	66.42
株式会社DALMA(注)4.5.	神奈川県横浜市中区本町四丁目41番地	1,540,000	14.89
鈴江 由美(注)5.	東京都渋谷区	500,000	4.83
グリーンコア株式会社(注)5.	東京都渋谷区富ヶ谷一丁目14番9号	500,000	4.83
CBC株式会社(注)5.	東京都中央区月島二丁目15番13号	200,000	1.93
みずほ成長支援投資事業有限責任組合(注)5.	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	150,000	1.45
株式会社ヒト・コミュニケーションズ(注)5.	東京都豊島区東池袋一丁目9番6号	100,000	0.97
大幸薬品株式会社(注)5.	大阪府吹田市内本町三丁目34番14号	100,000	0.97
保科 史朗(注)3.	東京都世田谷区	100,000 (100,000)	0.97 (0.97)
長谷部 裕二(注)3.	東京都大田区	100,000 (100,000)	0.97 (0.97)
小池 里香(注)6.	神奈川県横浜市青葉区	12,000 (12,000)	0.12 (0.12)
須山 久実(注)6.	神奈川県横浜市旭区	12,000 (12,000)	0.12 (0.12)
酒井 裕世(注)6.	東京都江戸川区	12,000 (12,000)	0.12 (0.12)
旭合同株式会社(注)5.	京都府京都市南区上鳥羽仏現寺町29番地	10,000	0.10
株式会社三葵コーポレーション(注)5.	愛知県岡崎市大西二丁目5番地1	10,000	0.10
株式会社グラセル(注)5.	大阪府茨木市宿久庄二丁目5番10号	10,000	0.10
株式会社ジャパンビューティプロダクツ(注)5.	東京都中央区銀座二丁目6番4号	10,000	0.10
東洋ビューティ株式会社(注)5.	大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号	10,000	0.10
日本ヘルス株式会社(注)5.	神奈川県横浜市青葉区あざみ野南二丁目11番24号	10,000	0.10
株式会社シフト(注)5.	大阪府堺市北区長曾根町46番地	10,000	0.10
新井 智美(注)6.	東京都小平市	10,000 (10,000)	0.10 (0.10)
佐藤 圭紀(注)6.	千葉県市川市	10,000 (10,000)	0.10 (0.10)
成田 夏実(注)6.	東京都世田谷区	10,000 (10,000)	0.10 (0.10)
須藤 正子(注)6.	東京都江東区	10,000 (10,000)	0.10 (0.10)
永嶋 早苗(注)6.	埼玉県吉川市	10,000 (10,000)	0.10 (0.10)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
覺田 美津子 (注) 6.	東京都国立市	6,000 (6,000)	0.06 (0.06)
瀧島 麻美 (注) 6.	東京都清瀬市	6,000 (6,000)	0.06 (0.06)
本間 夏葉 (注) 6.	東京都世田谷区	6,000 (6,000)	0.06 (0.06)
荒木 絵里香 (注) 6.	東京都中野区	4,000 (4,000)	0.04 (0.04)
内田 和代 (注) 6.	東京都杉並区	4,000 (4,000)	0.04 (0.04)
大西 隆晴 (注) 6.	埼玉県上尾市	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
計	—	10,344,000 (314,000)	100.00 (3.04)

(注) 1. 自己株式として1,970,000株を所有しております。

2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 特別利害関係者等(当社の取締役)

4. 特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社)

5. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

6. 当社の従業員

7. 株式 (自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2020年2月26日

株式会社アルマード

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 神山 宗武
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 白取 一仁
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルマードの2017年4月1日から2018年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルマードの2018年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年2月26日

株式会社アルマード

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 神山 宗武
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 白取 一仁
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルマードの2018年4月1日から2019年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルマードの2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年2月26日

株式会社アルマード

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 神山 宗武
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 白取 一仁
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルマードの2019年4月1日から2020年3月31日までの第20期事業年度の第3四半期会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アルマードの2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

